

加東市障害者基本計画・
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
(案)

令和 年 月
加 東 市

は じ め に

目 次

第1部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の対象	4
6. SDGsとの関連	5
第2章 本市の障害者を取り巻く状況	6
1. 障害者の状況	6
2. 就園・就学の状況	13
3. 雇用・就労の状況	16
4. アンケート調査からみた障害者の状況	17
5. 関係機関等への調査による現状と課題	38
6. 障害者（児）福祉を取り巻く課題	45

第2部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針	53
1. 計画の基本理念	53
2. 基本的な視点	53
3. 基本目標	54
4. 計画の施策体系	56
第2章 施策の展開	57
1. とともに育ち、ともに学ぶために	57
2. 生きがいを持って働くために	61
3. すこやかなくらしのために	64
4. 自立した生活をおくるために	67
5. 安全で快適なくらしのために	75
6. 共感しあえる地域づくりのために	79

第3部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 計画の方向性	83
1. 計画の目的	83
2. 計画の基本方針	83
第2章 成果目標と数値目標	85
1. 成果目標・活動指標	85
第3章 障害福祉サービスの整備	94
1. 障害福祉サービスの実績と見込み	94
第4章 地域生活支援事業の整備	99
1. 必須事業の実績と見込み	99
2. 任意事業の実績と見込み	106
第5章 障害児通所支援等の整備	109
1. 障害児通所支援等の実績と見込み	109

第4部 計画の推進と評価

第1章 計画の推進と評価に向けて	111
1. 進行管理体制の確立	111
2. 計画の進捗管理	111
3. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	111
4. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築	112
5. 北播磨圏域での連携の方策	112

資料編

1. 計画策定の経過 エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 加東市障害者支援地域協議会委員名簿エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 加東市障害者支援地域協議会設置要綱エラー! ブックマークが定義されていません。
4. 用語解説(50音順) エラー! ブックマークが定義されていません。

本文中にアスタリスク記号(*)のある語句は、資料編「4. 用語説明(50音順)」で説明を記載しています。

第Ⅰ部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

加東市（以下、「本市」という。）においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念として、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方のもと、平成30年3月に「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年3月に「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、日本が抱える社会課題は多岐にわたり、中でも「少子高齢化」「労働力不足」等の課題は私たちの生活に大きな影響を与える恐れがあるものです。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響により浮き彫りとなった諸問題により人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しました。このような中、以前にも増して、障害のある人々の声をもとに誰もが暮らしやすい社会づくりが実現することを望む声が高まっています。

こうした中、国においては、令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の一部を改正する法律を公布、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決（令和6年4月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

このたび、「加東市障害者基本計画」及び「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間の終了に伴い、これまでの障害福祉施策の取組や実績を評価・検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向けて、「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

①加東市障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

②加東市第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国の基本指針*に則して、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保並びに各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

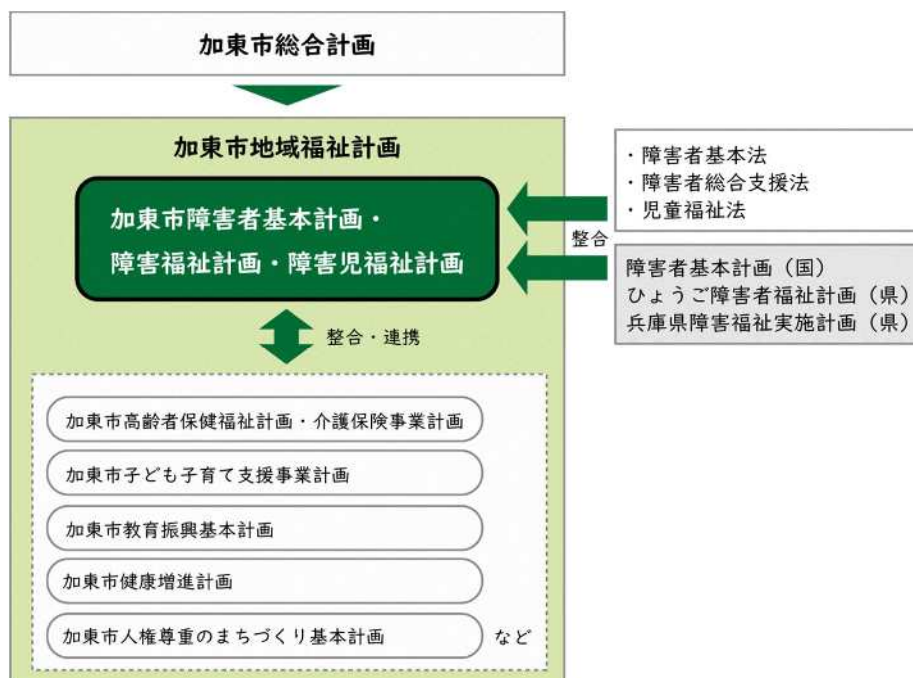
③加東市第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、国の基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的な指針である「第2次加東市総合計画」の個別計画として位置づけされており、加東市地域福祉計画や他の関連する個別計画及び国、県の関連する計画との整合性を保つものとします。

また、障害者施策の取組において、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる17の目標と重なるものが多く、本計画の推進により、SDGsの達成に向けた取組につなげていきます。

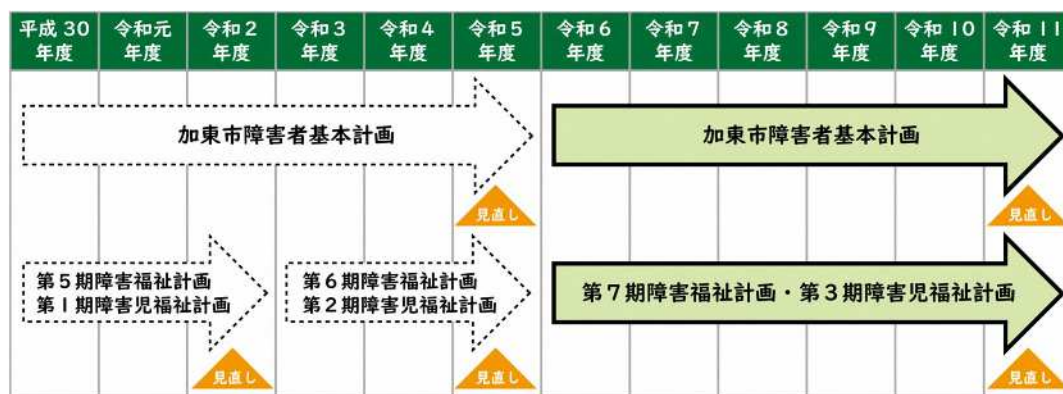


3. 計画の期間

「加東市障害者基本計画」は、本市の障害者福祉の大きな方向性を示すものであるため、前計画と同様に6年間の計画とします。

「第7期加東市障害福祉計画」は、従来の3年間から6年間に延長し、「第3期加東市障害児福祉計画」についても「第7期加東市障害福祉計画」と一体のものとして策定することから、同じく6年間の計画とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

(1) 障害者（児）実態調査の実施

本計画の策定に当たり、障害者の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある障害者（児）を対象に、アンケート調査を実施しました。

①調査対象

- A. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の方から無作為抽出
- B. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し、又は障害福祉サービス・障害児通所支援等のサービス利用を申請されている18歳未満の児童のすべての保護者

②調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、郵送及びインターネットによる回収

調査時期は、令和4年11月18日（金）から令和4年12月5日（月）まで

③回収結果

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
A. 障害者	900 件	533 件	59.2%
B. 障害児	168 件	105 件	62.5%

(2) 関係機関への調査の実施

本計画の策定に当たり、本市及び北播磨圏域における障害者支援の現状や今後の課題を把握するために、障害者支援団体、障害福祉サービス事業者、学校等関係機関を対象に、調査を実施しました。

①調査対象

- A. 市内の障害者団体（当事者・保護者・ボランティア等の団体）
- B. 本市在住の児童・生徒が在籍する認定こども園、小・中学校、特別支援学校等
- C. 本市が支給決定した受給者が利用している北播磨圏域の障害福祉サービス事業所

②調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、郵送及びインターネットによる回収

調査時期は、令和4年11月18日（金）から令和4年12月5日（月）まで

③回収結果

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
A. 団体等	6 件	3 件	50.0%
B. 学校・園	33 件	24 件	72.7%
C. 事業所	54 件	27 件	50.0%

(3) 障害者支援地域協議会での審議

本計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、地域協議会の各連絡会の委員からの意見を聴取し、広い視野からの検討審議を受けて、計画案を取りまとめました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に幅広く市民の意見を反映するために、計画案の内容等を広く公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえて最終的な計画案を取りまとめました。

実施期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

5. 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳所持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）とし、計画の対象とします。

6. SDGs との関連

SDGs は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画では、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に関連づけて、施策を推進します。



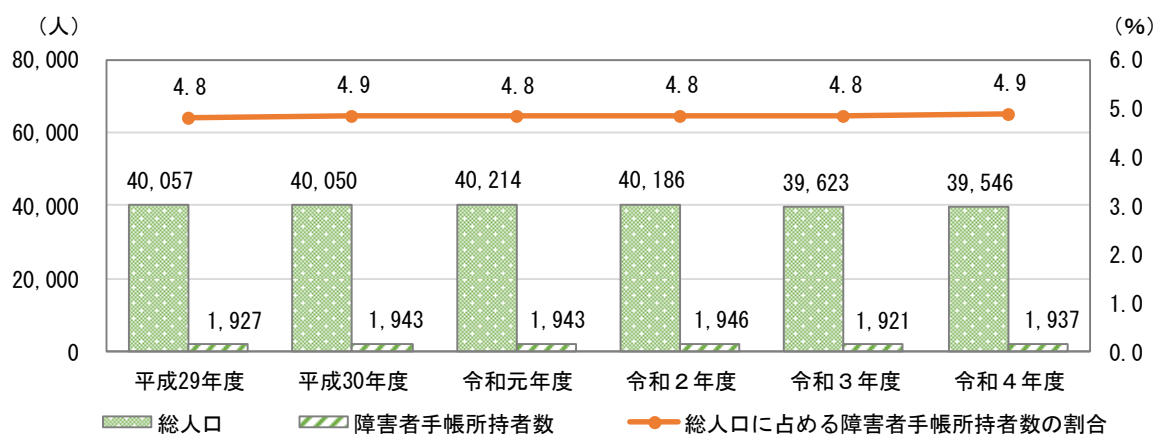
第2章 本市の障害者を取り巻く状況

1. 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

①人口等の推移

本市の総人口は令和元年度以降、減少傾向にあり、令和4年度末現在 39,546 人となっており、「障害者手帳所持者数」は 1,937 人で、「総人口に占める障害者手帳所持者数」の割合は 4.9%となっています。

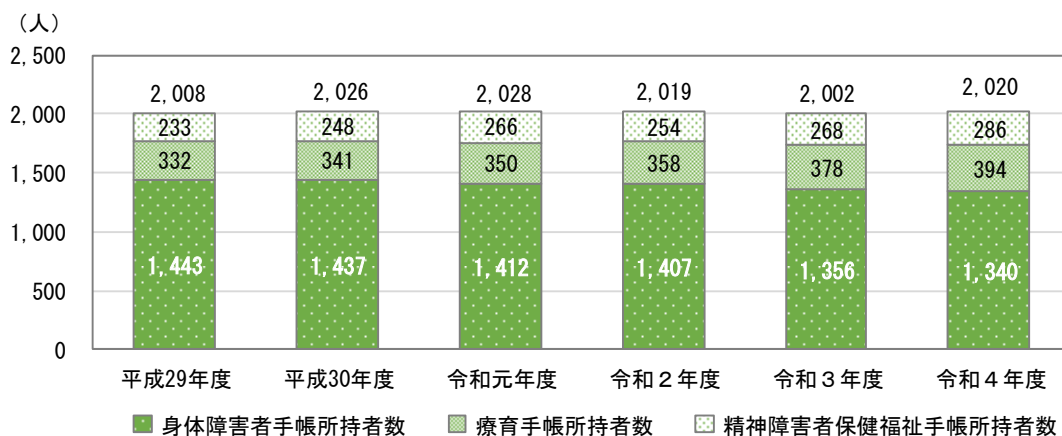


資料：人口は住民基本台帳、障害者手帳所持者数は社会福祉課調べ（各年度末現在）

②障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別で手帳所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳所持者数」は減少傾向にあり、令和4年度末現在 1,340 人となっています。

一方、「療育手帳所持者数」は増加傾向にあり、令和4年度末現在 394 人、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」も増加傾向にあり、令和4年度末現在 286 人となっています。



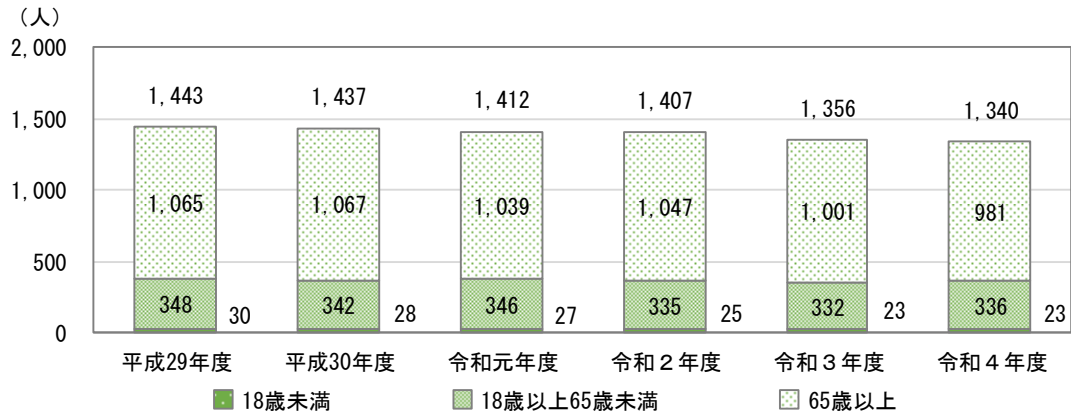
資料：社会福祉課（各年度末現在）※複数手帳所持者含む

(2) 身体障害者の状況

①年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別で身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「65歳以上」は減少傾向にあり、令和4年度末現在981人となっています。

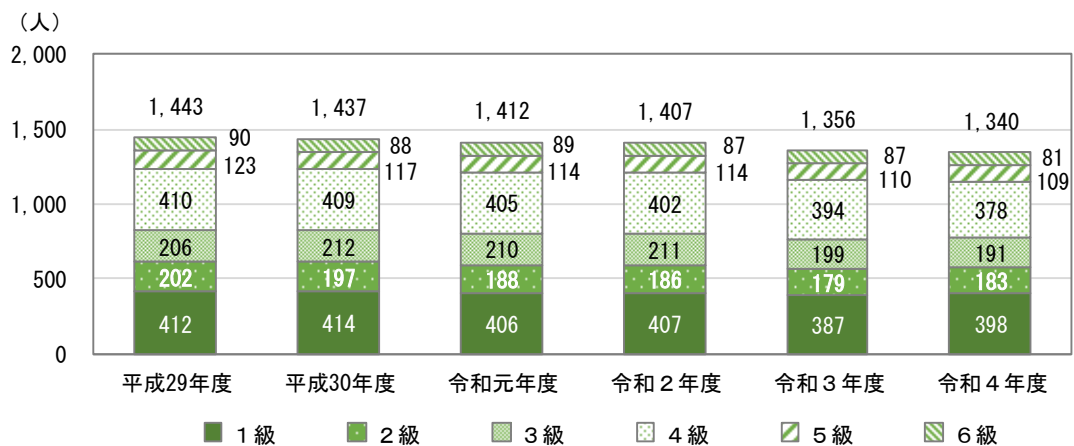
また、「18歳以上65歳未満」は340人前後で推移しており、令和4年度末現在336人、「18歳未満」は25人前後で推移しており、令和4年度末現在23人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

②等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別で身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、「1級」が398人と最も多くなっており、1級と2級を合わせた重度の方が43.4%となっています。

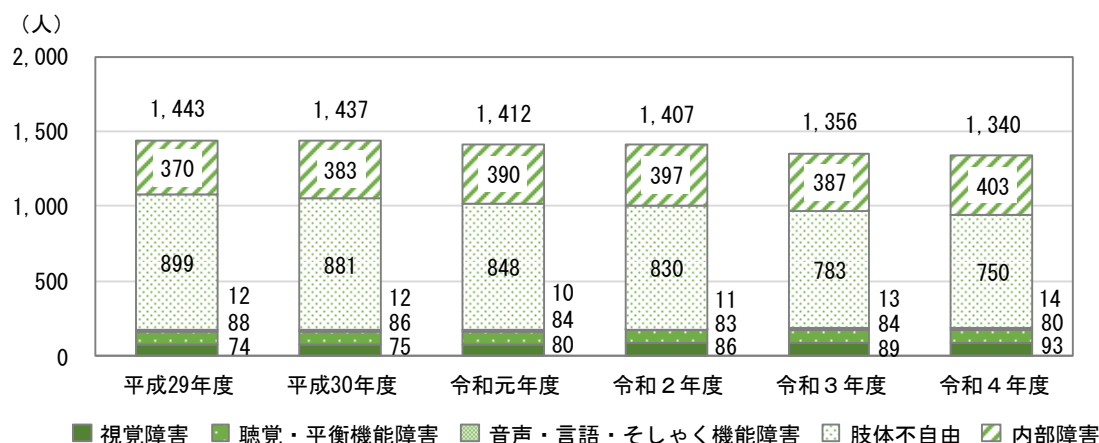


資料：社会福祉課（各年度末現在）

③障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障害の種類別で身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、「肢体不自由」が750人（56.0%）と最も多く、次いで「内部障害」が403人（30.1%）となっています。

また、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にありますが、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向となっています。

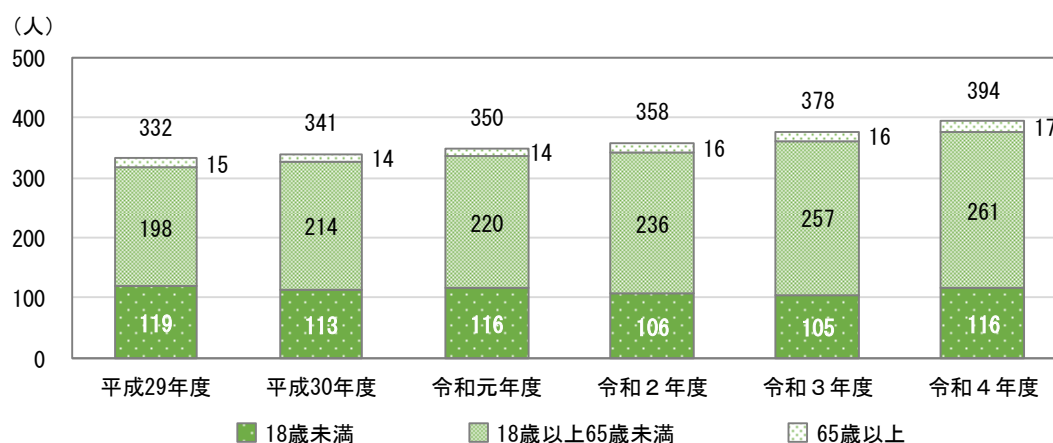


資料：社会福祉課（各年度末現在）

（3）知的障害者の状況

①年齢階層別療育手帳所持者数の推移

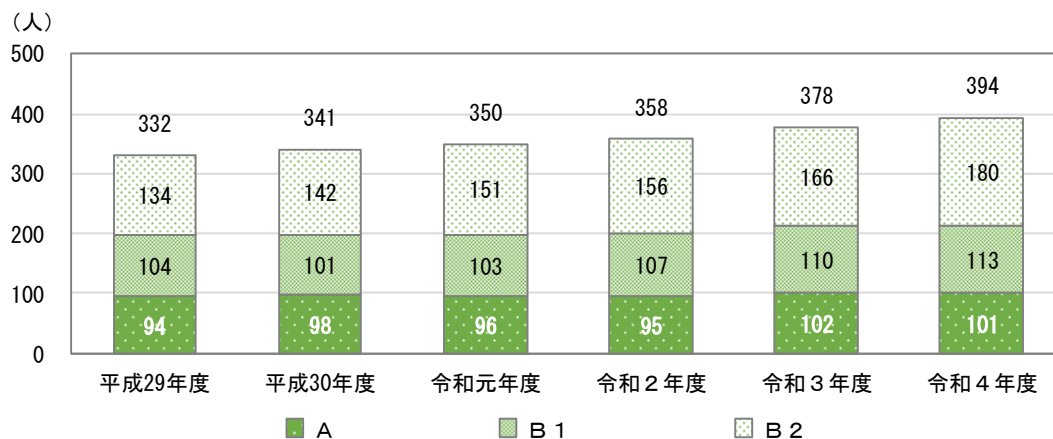
年齢階層別で療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、「18歳未満」は116人、「18歳以上65歳未満」が261人、「65歳以上」が17人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

②判定別療育手帳所持者数の推移

判定別で療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、「B2」が180人で最も多く、次いで「B1」が113人、「A」が101人となっています。

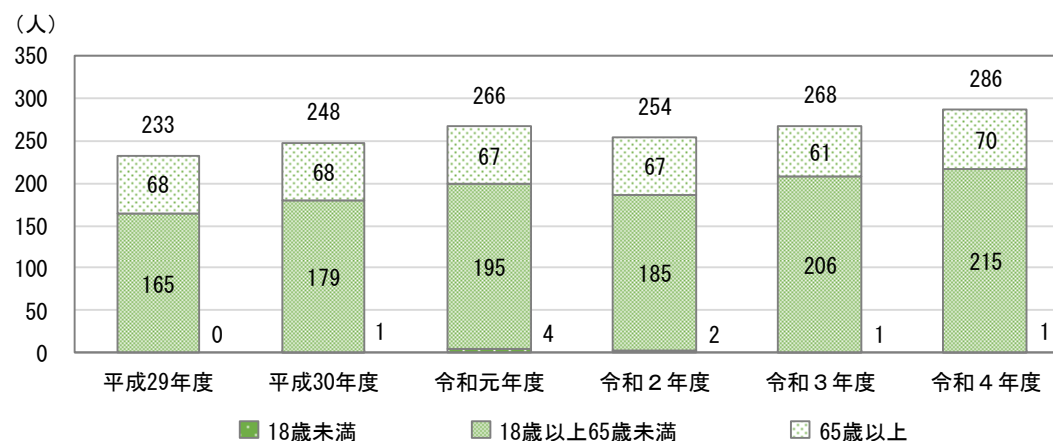


資料：社会福祉課（各年度末現在）

（４）精神障害者の状況

①年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

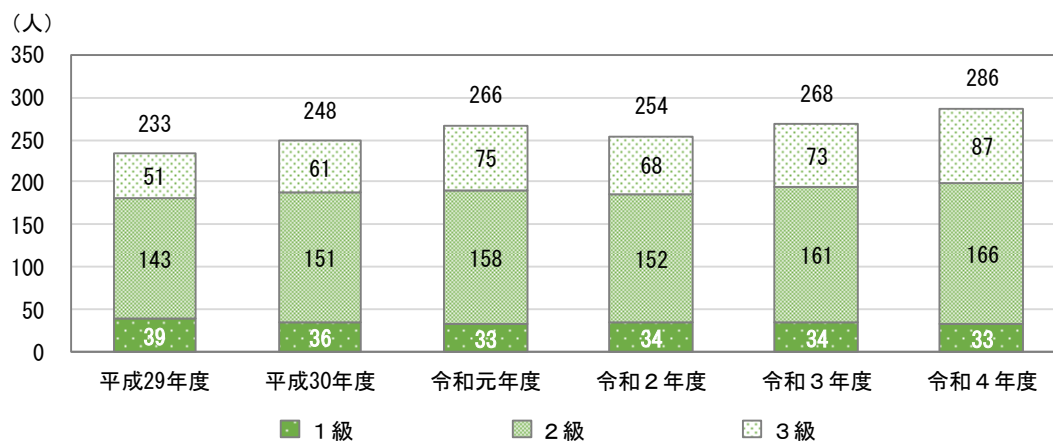
年齢階層別で精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、「18歳未満」は1人、「18歳以上65歳未満」が215人、「65歳以上」が70人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別で精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和４年度末現在、「２級」が１６６人で最も多く、次いで「３級」が８７人、「１級」が３３人となっています。

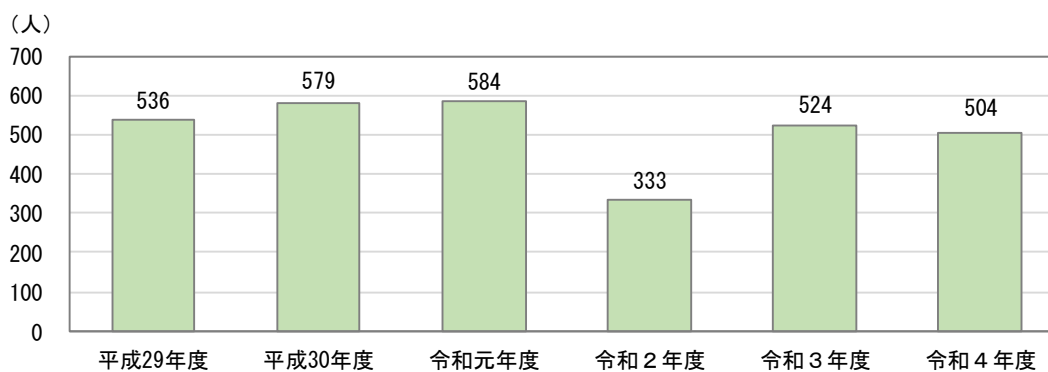


資料：社会福祉課（各年度末現在）

③自立支援医療費（精神通院医療）申請者の推移

自立支援医療費（精神通院医療）申請者の推移をみると、令和４年度末現在 504 人となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する特例措置により、令和２年３月１日～令和３年２月２８日までに期限が来る人は手続き不要で更新扱いとなっています。

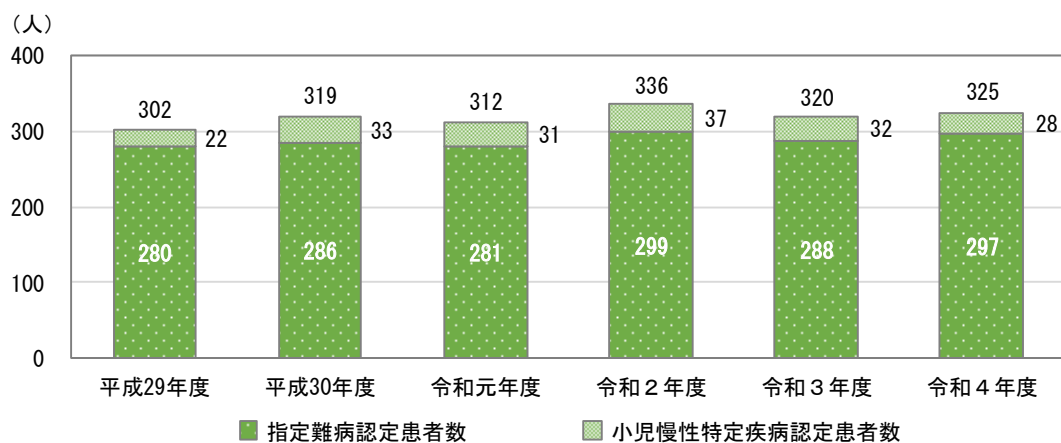


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(5) 難病患者等の状況

① 難病患者数の推移

難病患者数の推移をみると、令和4年度末現在、「指定難病認定患者数」は297人、「小児慢性特定疾病認定患者数」は28人となっています。



資料：加東健康福祉事務所（各年度末現在）

(6) 障害支援区分認定者の状況

①障害支援区分認定審査会による判定者数の推移

障害支援区分認定者（支給決定者）の推移をみると、令和4年度は66人で、身体障害者が21人、知的障害者が28人、精神障害者が17人となっています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者	26人	31人	16人	23人	35人	21人
居宅	15人	13人	13人	13人	18人	13人
施設	11人	18人	3人	10人	17人	8人
知的障害者	18人	20人	26人	27人	25人	28人
居宅	15人	14人	11人	22人	18人	16人
施設	3人	6人	15人	5人	7人	12人
精神障害者	3人	4人	8人	6人	10人	17人
居宅	3人	4人	8人	6人	10人	17人
施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	47人	55人	50人	56人	70人	66人
居宅	33人	31人	32人	41人	46人	46人
施設	14人	24人	18人	15人	24人	20人
年度末時点の 区分認定者数 (令和元年度以前は参考)	137人	134人	142人	149人	161人	179人

資料：社会福祉課（各年度実績）

②障害支援区分認定者の区分別内訳

令和4年度末現在、障害支援区分認定者の認定区分別で内訳をみると、身体障害者は区分6で最も多く36人、知的障害者は区分4で最も多く26人、精神障害者は区分3と区分4で最も多く11人となっています。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	2	7	16	14	36	75
知的障害者	0	9	9	26	19	12	75
精神障害者	0	7	11	11	0	0	29
合計	0	18	27	53	33	48	179

資料：社会福祉課（令和4年度末現在）

2. 就園・就学の状況

(1) 就学前児童の状況

本市に住民票のある児童のうち、保育所・認定こども園等に在籍している人数は、令和5年4月現在1,332人で、そのうち、障害者手帳・障害児福祉サービス・特別児童扶養手当を受けている児童の人数は34人となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児童数※1	1,350人	1,387人	1,332人
対象児数※2	29人	40人	34人

資料：こども教育課（各年度4月1日現在）

※1 入所児童数とは、本市に住民票があり、本市内外の認定こども園・認可保育所・地域型保育事業＋幼稚園（兵教大附属）に在籍する児童数のことです。

※2 対象児数とは、入所児童のうち、下記に該当する児童数のことです。

- ①身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する児童
- ②障害児福祉サービス等に係る受給者証の交付を受けている児童
- ③特別児童扶養手当受給対象児童

(2) 就学以降の状況

本市では、何らかの支援が必要な子どもに切れ目ない支援が行えるように、サポートファイルを作成しています。サポートファイルは、保護者の希望により作成するものであり、継続した支援や配慮が必要な子どもへ一貫した支援を継続して行うため、個別の教育支援計画や指導計画も作成し、サポートファイルを活用しています。

小中学校・義務教育学校・特別支援学校に在籍している児童生徒のうち、サポートファイルを作成している割合は、以下のとおりです。

校種	学級	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	特別支援学校・支援学級	100.0%	100.0%	100.0%
小学部	通常学級	9.2%	10.2%	10.3%
中学校	特別支援学校・支援学級	100.0%	100.0%	100.0%
中学部	通常学級	5.7%	6.2%	8.4%

※小学校（義務教育学校前期課程を含む）、中学校（義務教育学校後期課程を含む）とする（以下同様）。

資料：発達サポートセンター（各年度4月1日現在）

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級の学級数は、令和5年4月現在、小学校20学級、中学校7学級となっており、障害の種別でみると、小学校の児童数では「知的障害」が51人で最も多く、次いで「自閉・情緒障害」が34人、中学校の生徒数では「知的障害」が最も多く14人、次いで「自閉・情緒障害」が7人となっています。

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数	学校	10	10	10	9	9	9
	設置校数	学校	8	8	8	8	8	8
	学級数	学級	18	17	21	19	18	20
	児童数	人	57	62	75	76	67	88
中学校	学校数	学校	4	4	4	4	4	4
	設置校数	学校	3	3	3	3	3	3
	学級数	学級	5	5	5	6	8	7
	生徒数	人	15	16	13	17	22	22

※小学校、中学校の学校数には、兵庫教育大学附属小・中学校を含む。

資料：学校教育課（各年度4月1日現在）

			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害	小学校	学級数	学級	8	7	9	9	10	11
		児童数	人	22	28	33	34	38	51
	中学校	学級数	学級	3	3	3	3	4	7
		生徒数	人	8	6	6	8	14	14
自閉・情緒障害	小学校	学級数	学級	8	9	10	6	7	7
		児童数	人	32	32	39	28	28	34
	中学校	学級数	学級	2	2	2	3	3	3
		生徒数	人	7	10	7	9	7	7
難聴	小学校	学級数	学級	1	0	0	0	0	0
		児童数	人	1	0	0	0	0	0
	中学校	学級数	学級	0	0	0	0	0	0
		生徒数	人	0	0	0	0	0	0
弱視	小学校	学級数	学級	0	0	0	0	0	1
		児童数	人	0	0	0	0	0	1
	中学校	学級数	学級	0	0	0	0	0	0
		生徒数	人	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	学級	1	1	2	2	1	1
		児童数	人	2	2	3	3	1	2
	中学校	学級数	学級	0	0	0	0	1	1
		生徒数	人	0	0	0	0	1	1

資料：学校教育課（各年度4月1日現在）

(4) 通級指導の状況

通級指導教室の児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	40人	40人	44人
生徒数	8人	10人	15人

資料：発達サポートセンター（各年度5月1日現在）

(5) 特別支援学校の状況

特別支援学校の在籍状況は、令和5年4月現在、小学部10人、中学部16人、高等部11人となっています。

小学部	中学部	高等部	合計
10	16	11	37

資料：学校教育課（令和5年4月1日現在）

3. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用の状況

①兵庫県内の民間企業における雇用状況

兵庫県内の民間企業における障害者の雇用状況をみると、実雇用率は、平成29年度から令和4年度までの間に、2.03%から2.28%に上昇し、令和4年6月1日現在、雇用率達成企業の割合は50.5%となっています。

項目		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数		企業	3,157	3,458	3,473	3,481	3,603	3,598
雇用状況	算定基礎労働者数	人	697,919.0	725,173.5	728,571.0	732,795.0	735,577.0	722,537.0
	障害者数	人	14,165.0	15,268.0	15,727.5	16,167.5	16,555.0	16,497.0
	実雇用率	%	2.03	2.11	2.16	2.21	2.25	2.28
雇用率達成企業の割合		%	52.7	48.2	51.0	50.9	49.5	50.5

資料：兵庫労働局（各年度6月1日現在）

②就労に関する相談対応件数の推移

本市における障害者の就労に関する相談対応件数の推移をみると、毎年一定の割合で相談がある状況となっています。

相談先区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加東市健康福祉部社会福祉課	件	134	123	101	154	181	139
加東市障害者相談支援センター	件	112	224	239	91	149	158
加東市就労支援室	件	—	112	126	188	153	100
北播磨障害者就業・生活支援センター	件	336	261	271	448	404	262

資料：社会福祉課（各年度末現在）

③相談支援により一般就労につながった人

毎年一定の割合で障害者の就労に関する相談ありますが、相談支援により一般就労につながった人は少ない状況となっています。

相談先区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県立北はりま特別支援学校から	件	0	1	0	4	0	2
障害福祉サービス（就労系サービス利用者）から	件	5	6	5	4	8	2
北播磨障害者就業・生活支援センターから	件	6	2	3	8	12	2

資料：社会福祉課（各年度末現在）

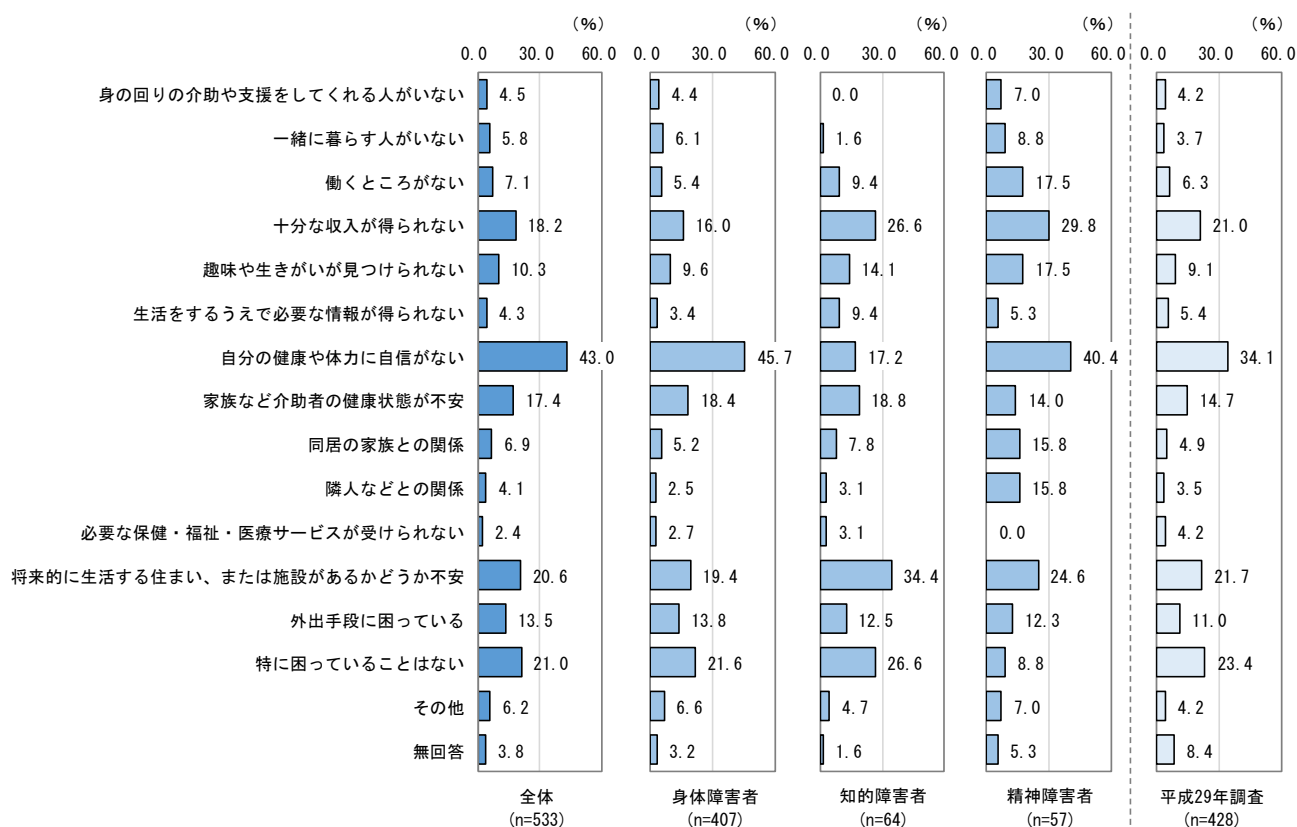
4. アンケート調査からみた障害者の状況

(1) 障害者（18歳以上）

①現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活について困っていることや不安に思っていることについて、「特に困っていることはない」と回答した人の割合は21.0%となっています。これと無回答（3.8%）を除く75.2%は何らかの困っていることや不安に思っていることがあると回答しています。その内容として、「自分の健康や体力に自信がない」と回答した人の割合が最も高く43.0%となっています。次いで、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」（20.6%）、「十分な収入が得られない」（18.2%）と続いています。

また、障害種別でみると、身体、精神障害者の「自分の健康や体力に自信がない」と回答した人の割合が知的障害者に比べて高く、知的、精神障害者の「十分な収入が得られない」と回答した人の割合が、身体障害者に比べて高くなっています。また、知的障害者の「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合がその他の障害種別に比べて高くなっています。

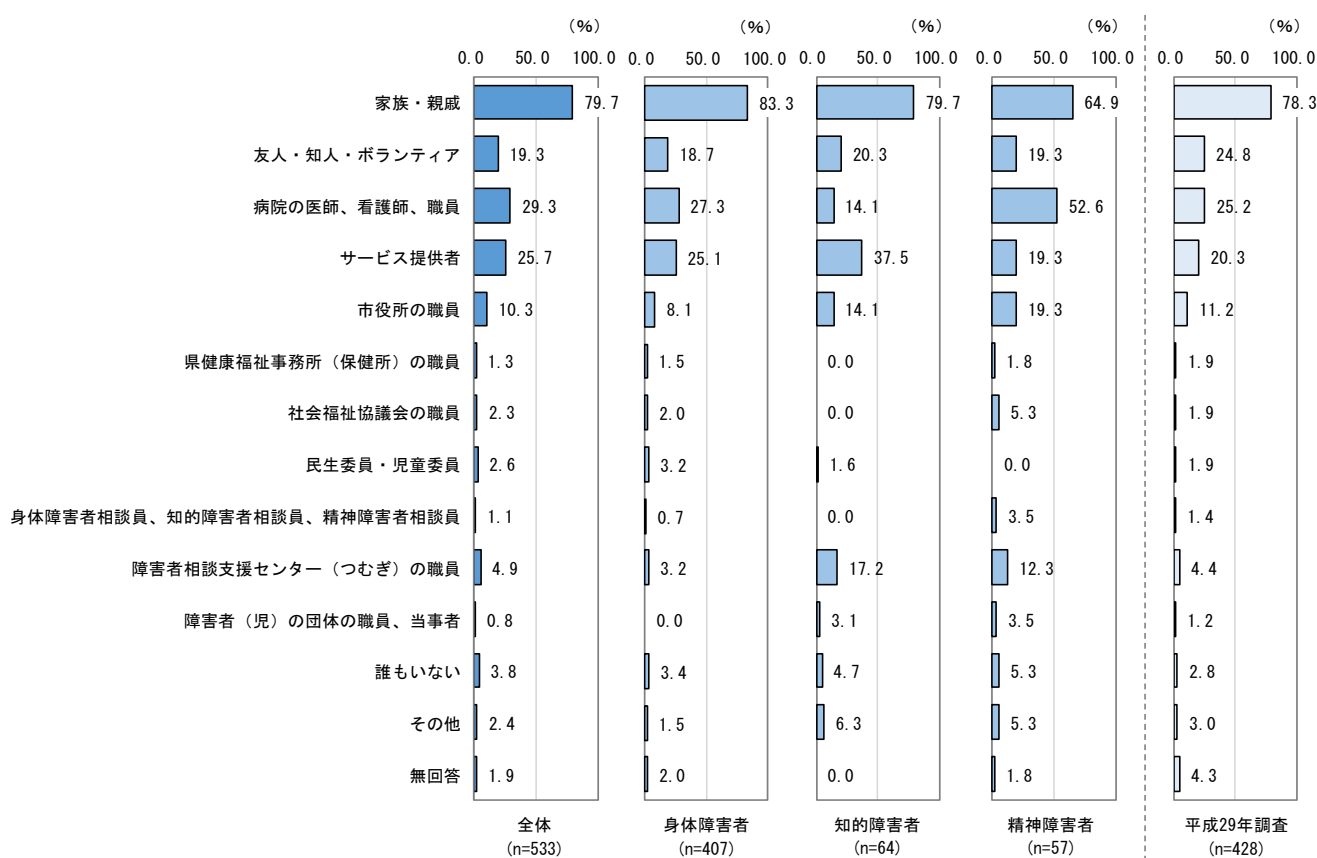


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

②悩みや困ったことを相談する相手

悩みや困ったことを相談する相手について、「家族・親戚」と回答した人の割合が最も高く 79.7% となっています。次いで、「病院の医師、看護師、職員」(29.3%)、「サービス提供者（施設、作業所、事業所、相談支援専門員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど）」(25.7%)と続いています。

また、障害種別でみると、いずれも「家族・親族」が最も高くなっているものの、精神障害者の割合がその他の障害種別に比べて低くなっています。一方、精神障害者の「病院の医師、看護師、職員」、知的障害者の「サービス提供者（施設、作業所、事業所、相談支援専門員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど）」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

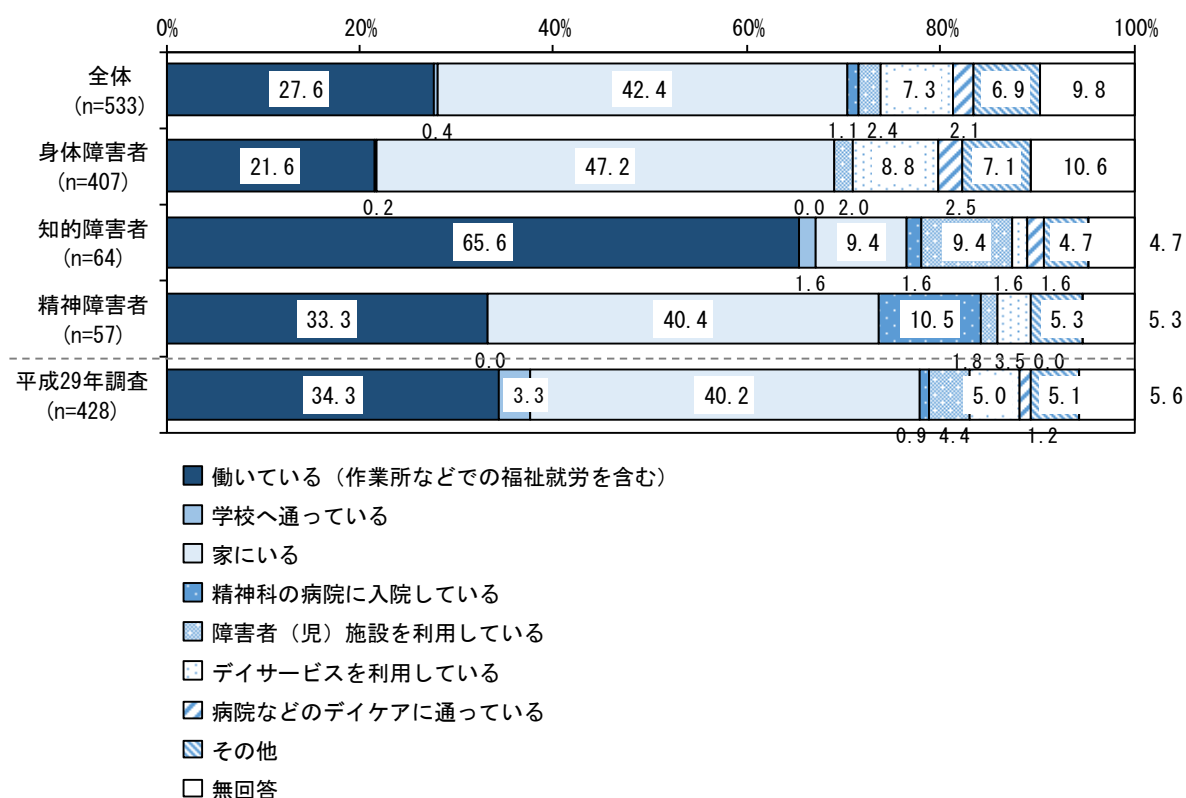
※サービス提供者とは、施設、作業所、事業所、相談支援専門員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど

※市役所とは、福祉事務所、保健センター、発達サポートセンターのこと

③昼間の主な過ごし方

主な昼間の過ごし方について、「家にいる」と回答した人の割合が最も高く 42.4%となっています。次いで、「働いている（作業所などでの福祉就労を含む）」（27.6%）、「デイサービスを利用している」（7.3%）と続いています。

また、障害種別でみると、身体、精神障害者は、「家にいる」と回答した人の割合が最も高くなっています。また、知的障害者は「働いている（作業所などでの福祉就労を含む）」と回答した人の割合が 65.6%と最も高くなっています。

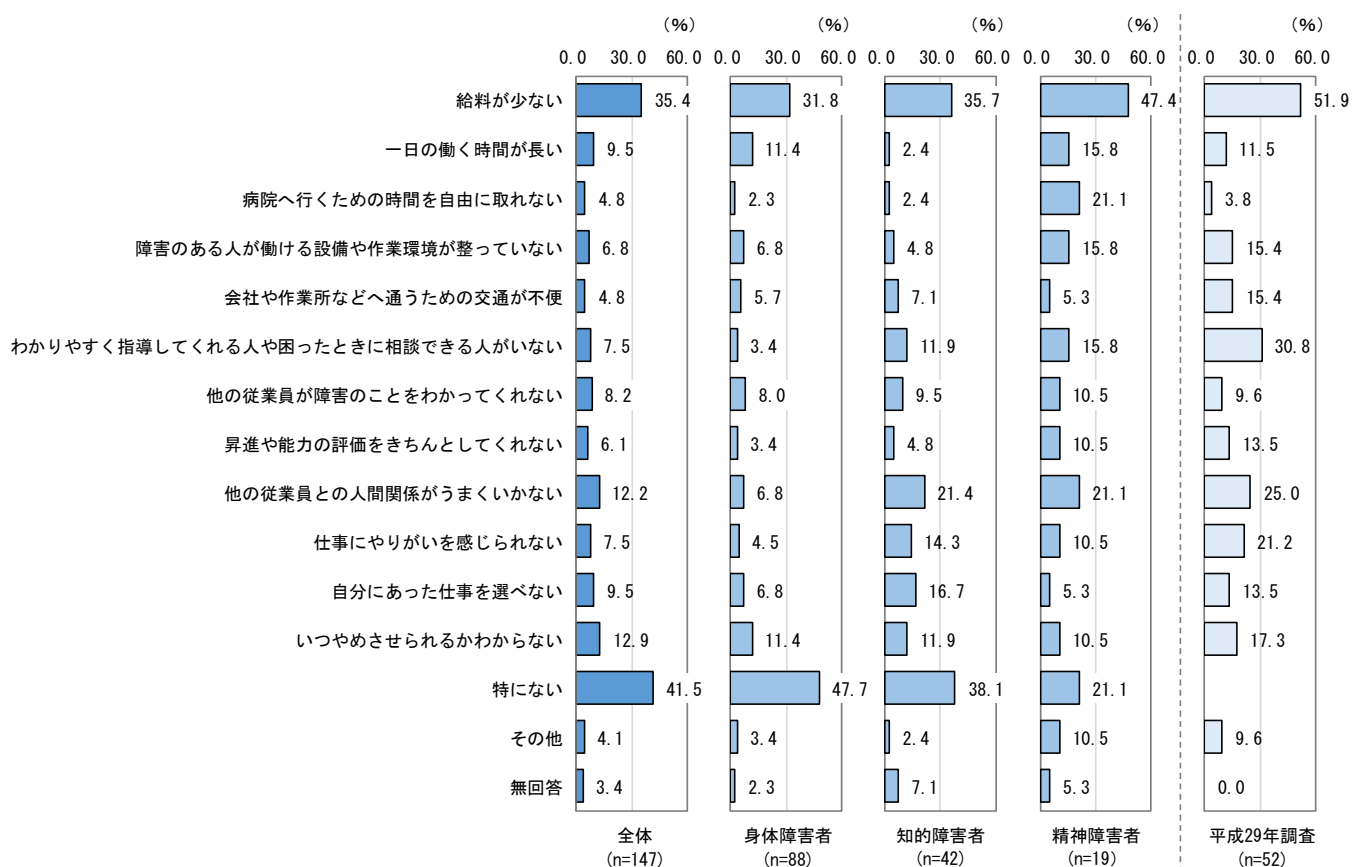


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

④仕事に対する不満

仕事をしている人に、仕事の不満な点について尋ねたところ、「特にない」と回答した人の割合は41.5%となっています。これと無回答（3.4%）を除く55.1%は仕事に対する何らかの不満点があると回答しています。その内容として、「給料が少ない」と回答した人の割合が最も高く35.4%となっています。次いで、「いつやめさせられるかわからない」（12.9%）、「他の従業員との人間関係がうまくいかない」（12.2%）と続いています。

また、障害種別でみると、いずれも「給料が少ない」の割合が最も高くなっています。また、知的、精神障害者の「他の従業員との人間関係がうまくいかない」と回答した人の割合が身体障害者に比べて高く、知的障害者の「自分にあった仕事を選べない」、精神障害者の「給料が少ない」、「病院へ行くための時間を自由に取れない」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

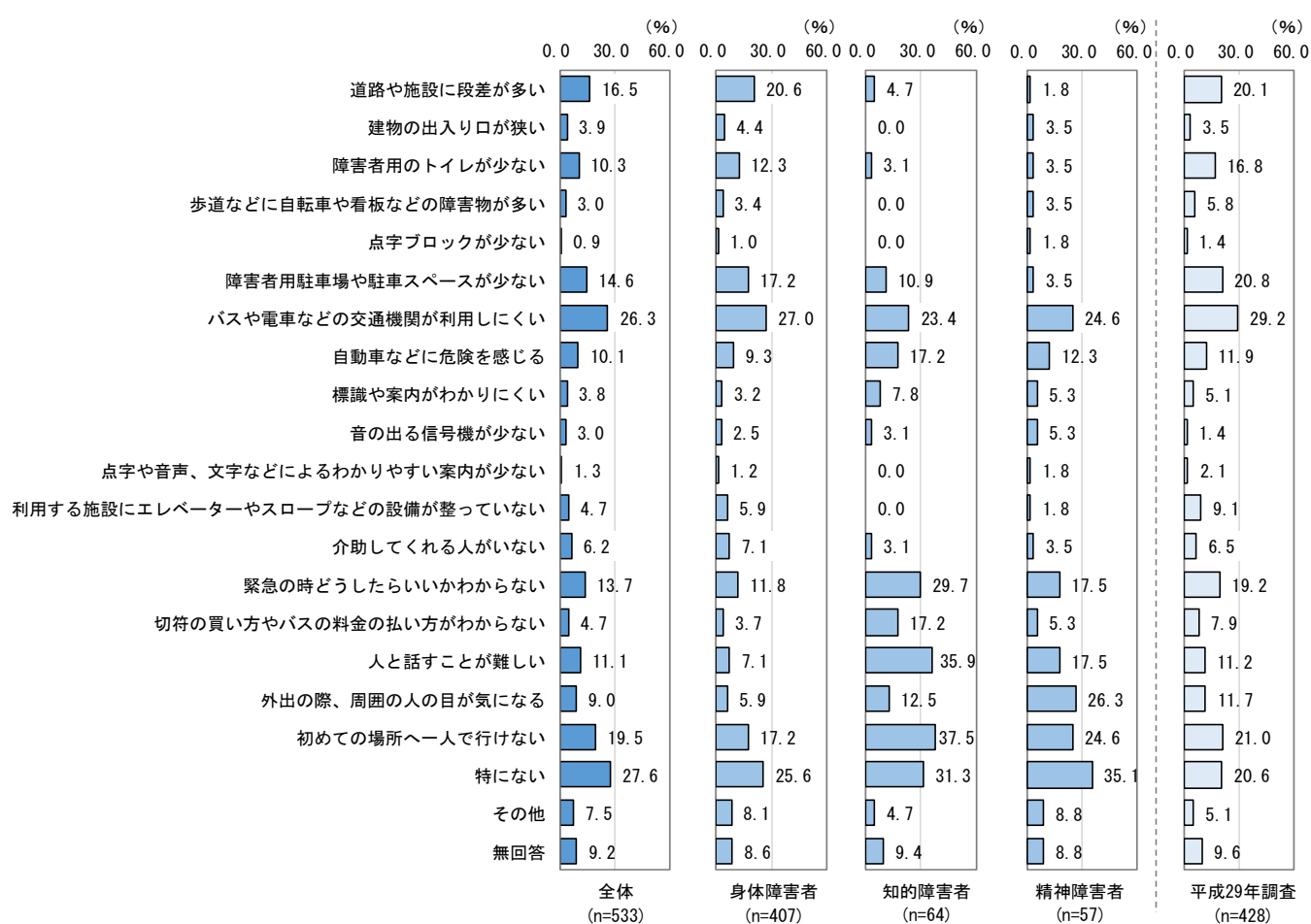


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑤外出時、不便に感じることや困ること

外出しようとするとき、不便に感じることや困ることについて、「特にない」と回答した人の割合は27.6%となっています。これと無回答(9.2%)を除く63.2%は外出するときに何らかの不便に感じることや困ることがあると回答しています。その内容として、「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」と回答した人の割合が最も高く26.3%となっています。次いで、「初めての場所へ一人で行けない」(19.5%)、「道路や施設に段差が多い」(16.5%)と続いています。

また、障害種別でみると、身体障害者の「道路や施設に段差が多い」、知的障害者の「人と話すことが難しい」、「初めての場所へ一人で行けない」、精神障害者の「外出の際、周囲の人の目が気になる」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

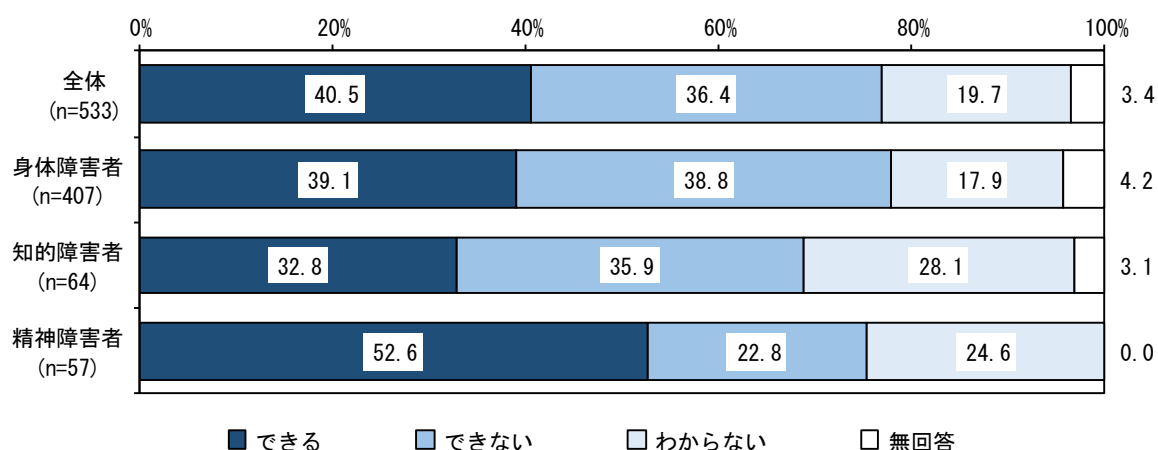


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑥災害時の避難

災害時にひとりで避難が「できる」と回答した人の割合が最も高く 40.5%となっています。次いで、「できない」(36.4%)、「わからない」(19.7%)と続いています。

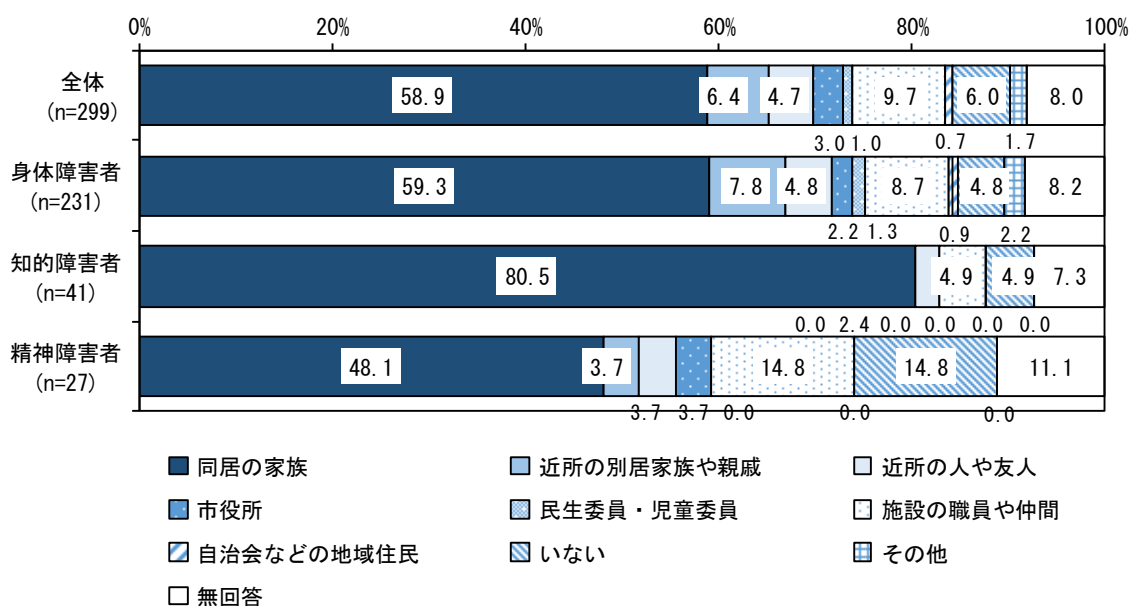
また、障害種別でみると、「できない」または「わからない」と回答した人の割合は知的障害者が最も高く 64.0%となっており、次いで身体障害者(56.7%)、精神障害者(47.4%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

災害が起きて避難する場合、支援をお願いしたい人について、「同居の家族」と回答した人の割合が最も高く 58.9%となっています。次いで、「施設の職員や仲間」(9.7%)、「近所の別居家族や親戚」(6.4%)と続いています。

また、障害種別でみると、いずれも「同居の家族」と回答した人の割合が最も高くなっていますが、特に知的障害者の割合が高くなっています。また、精神障害者の「いない」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

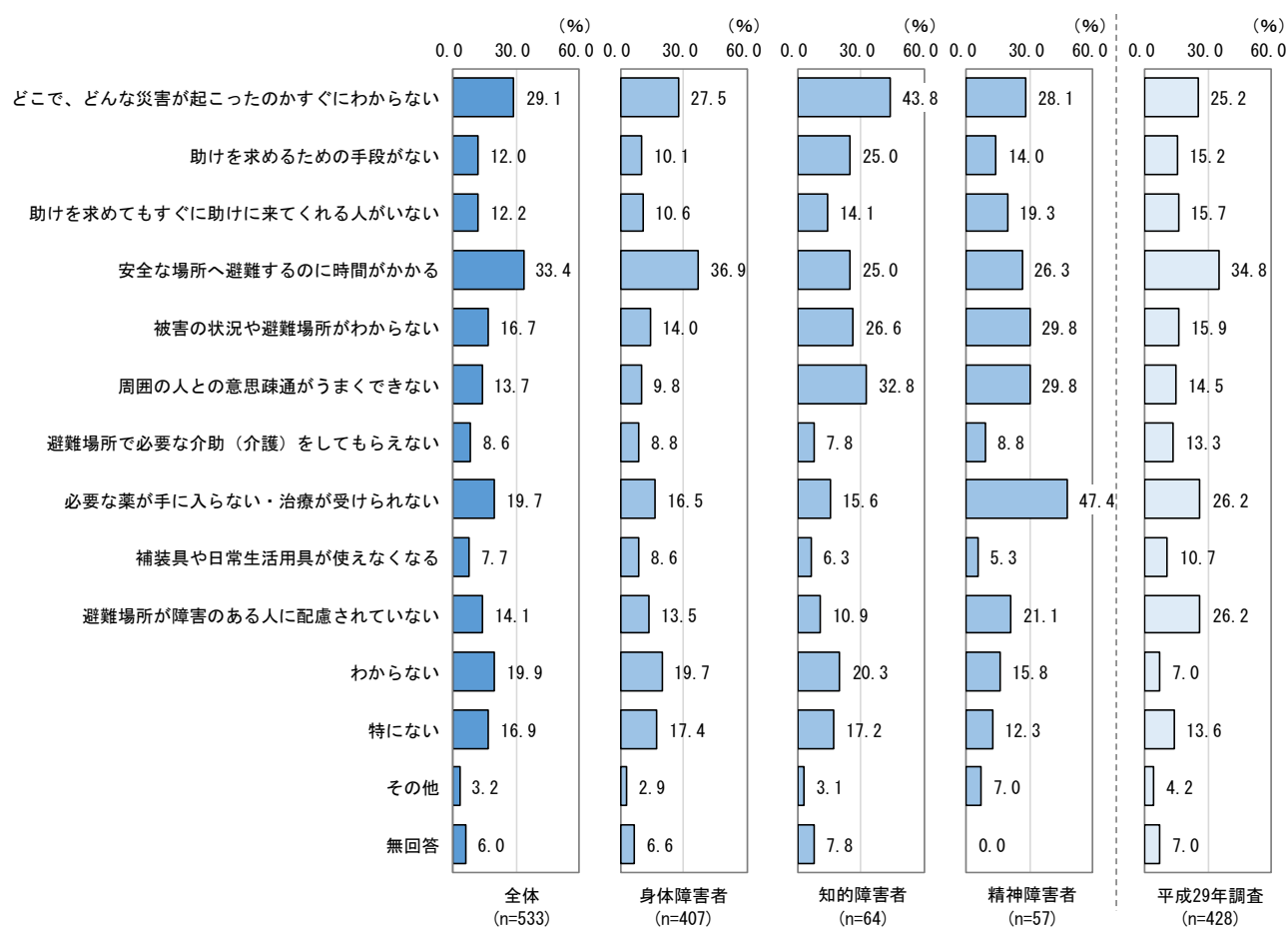


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑦災害が発生した時に困ること

地震や火事、水害などの災害が発生したとき、あなたご自身が困ることについて、「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」と回答した人の割合が最も高く 33.4%となっています。次いで、「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」(29.1%)、「わからない」(19.9%)と続いています。

また、障害種別でみると、身体障害者の「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」、知的障害者の「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」、「助けを求めるための手段がない」、精神障害者の「必要な薬が手に入らない・治療が受けられない」、「避難場所が障害のある人に配慮されていない」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。また、知的、精神障害者の「被害の状況や避難場所がわからない」、「周囲の人との意思疎通がうまくできない」と回答した人の割合が、身体障害者に比べて高くなっています。

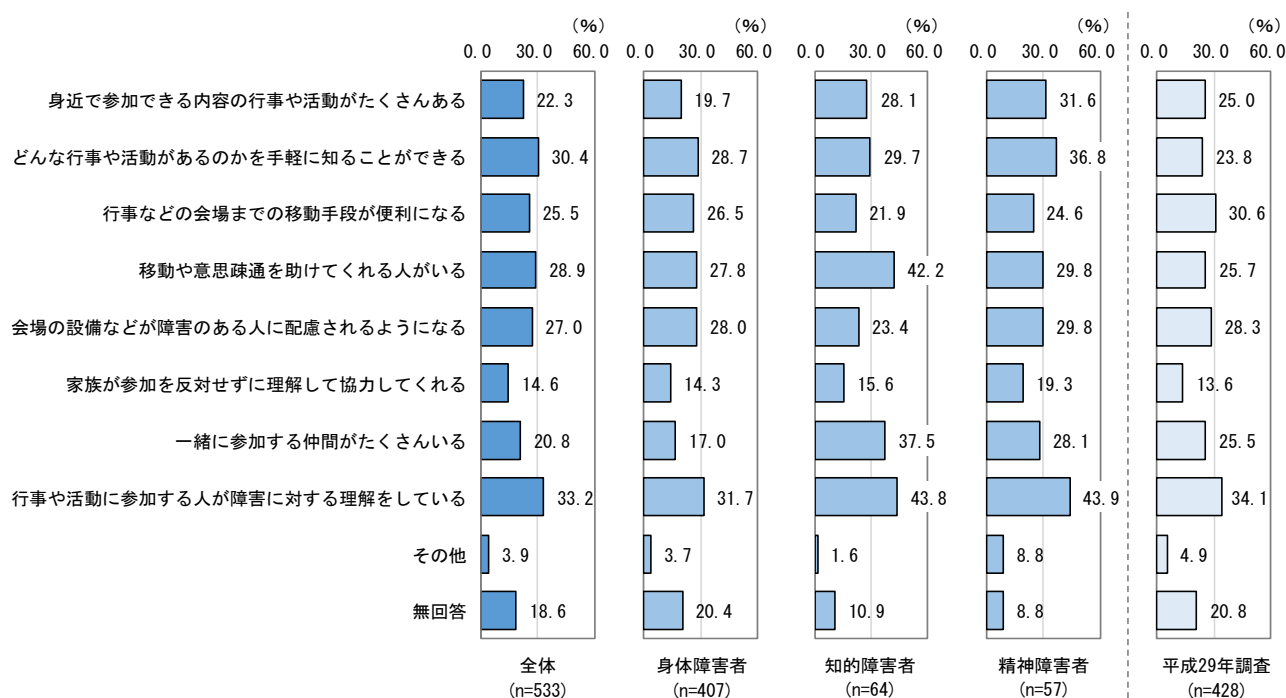


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑧社会活動や地域行事に安心して参加するために必要な支援や助け

障害のある人が社会活動や地域行事に気軽に、安心して参加するために支援や助けが大切だと思うことについて、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解をしている」と回答した人の割合が最も高く 33.2%となっています。次いで、「どんな行事や活動があるのかを手軽に知ることができる」(30.4%)、「移動や意思疎通を助けてくれる人がいる」(28.9%)と続いています。

また、障害種別でみると、知的障害者の「移動や意思疎通を助けてくれる人がいる」、「一緒に参加する仲間がたくさんいる」、精神障害者の「どんな行事や活動があるのかを手軽に知ることができる」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

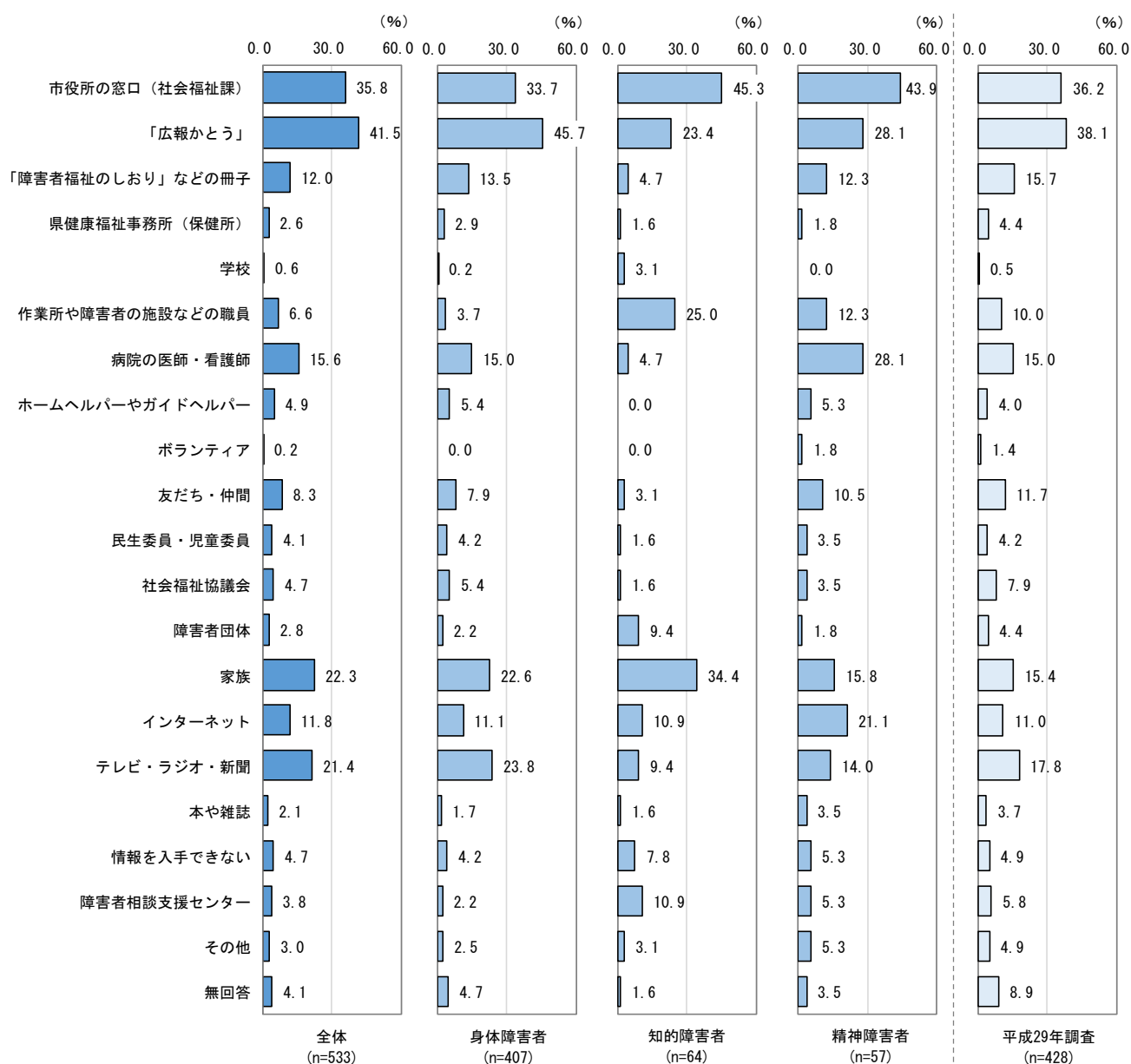


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑨障害福祉サービスなどに関する情報の入手先

障害福祉サービスなどに関する情報の入手方法について、「広報かとう」と回答した人の割合が最も高く 41.5%となっています。次いで、「市役所の窓口（社会福祉課）」（35.8%）、「家族」（22.3%）と続いています。

また、障害種別でみると、身体障害者の「広報かとう」、「テレビ・ラジオ・新聞」、知的障害者の「作業所や障害者の施設などの職員」、「家族」、「障害者相談支援センター」、精神障害者の「病院の医師・看護師」「インターネット」、と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

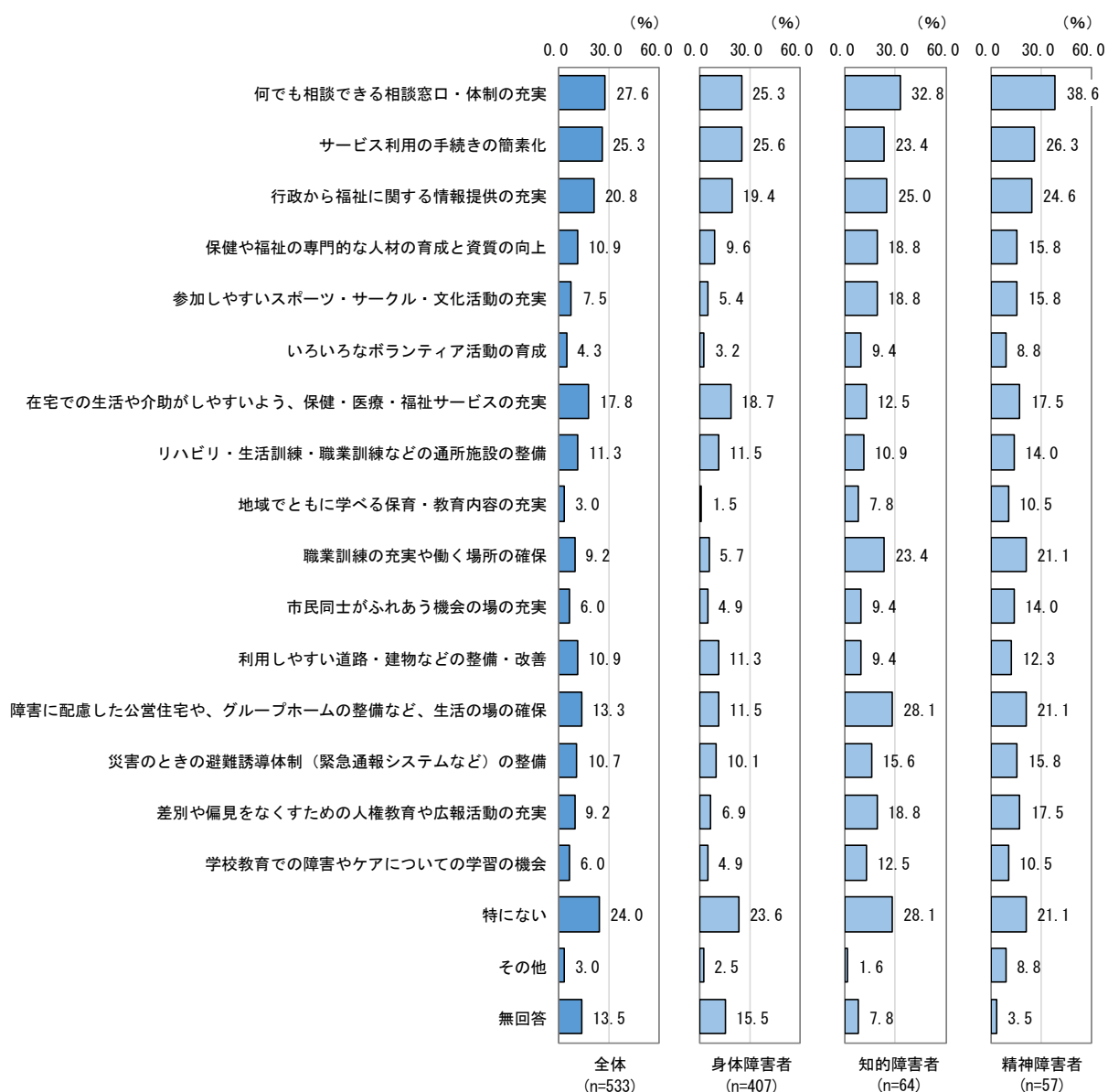


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑩十分ではないと思われる加東市の福祉施策

本市の福祉施策の十分でないと思うことについて、「特にない」と回答した人の割合は 24.0%となっています。これと無回答（13.5%）を除く 62.5%は何らかの不十分と思う施策があると回答しています。その施策として、「何でも相談できる相談窓口・体制の充実」と回答した人の割合が最も高く 27.6%となっています。次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」（25.3%）、「行政から福祉に関する情報提供の充実」（20.8%）と続いています。

また、障害種別でみると、知的障害者の「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。また、知的、精神障害者の「何でも相談できる相談窓口・体制の充実」、「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」、「職業訓練の充実や働く場所の確保」の割合が、身体障害者に比べて高くなっています。

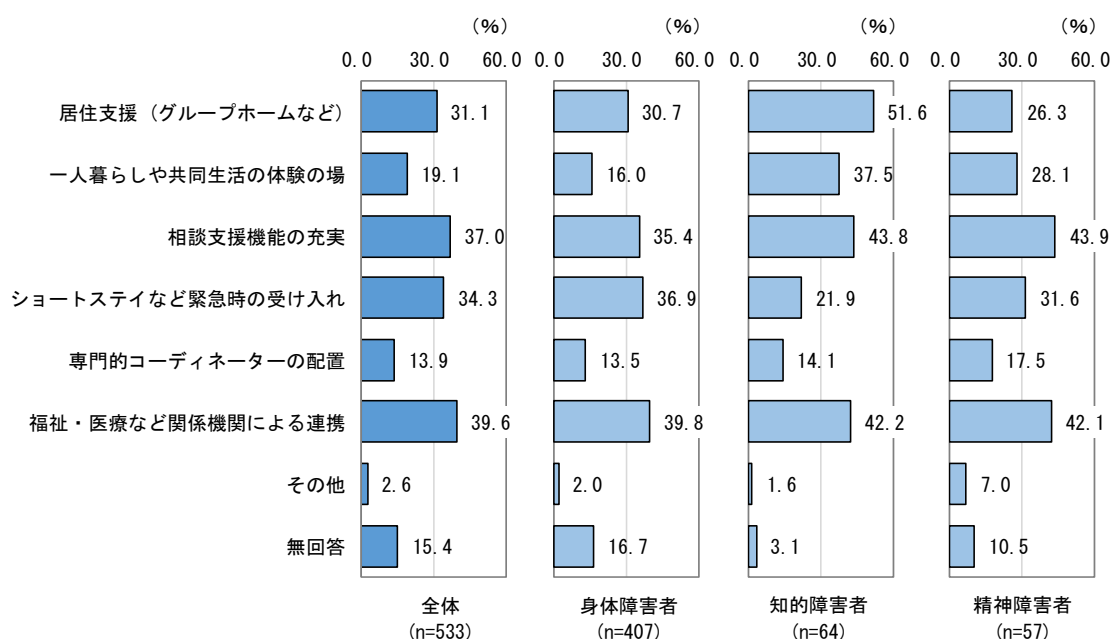


資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑪障害のある人の地域生活を支援するために必要な環境づくり

障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて環境づくりを行っていく上で必要だと思うことについて、「福祉・医療など関係機関による連携」と回答した人の割合が最も高く39.6%となっています。次いで、「相談支援機能の充実」(37.0%)、「ショートステイなど緊急時の受け入れ」(34.3%)と続いています。

また、障害種別でみると、身体障害者の「ショートステイなど緊急時の受け入れ」、知的障害者の「居住支援（グループホームなど）」、「一人暮らしや共同生活の体験の場」、知的障害者の「相談支援機能の充実」、精神障害者の「福祉・医療など関係機関による連携」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。



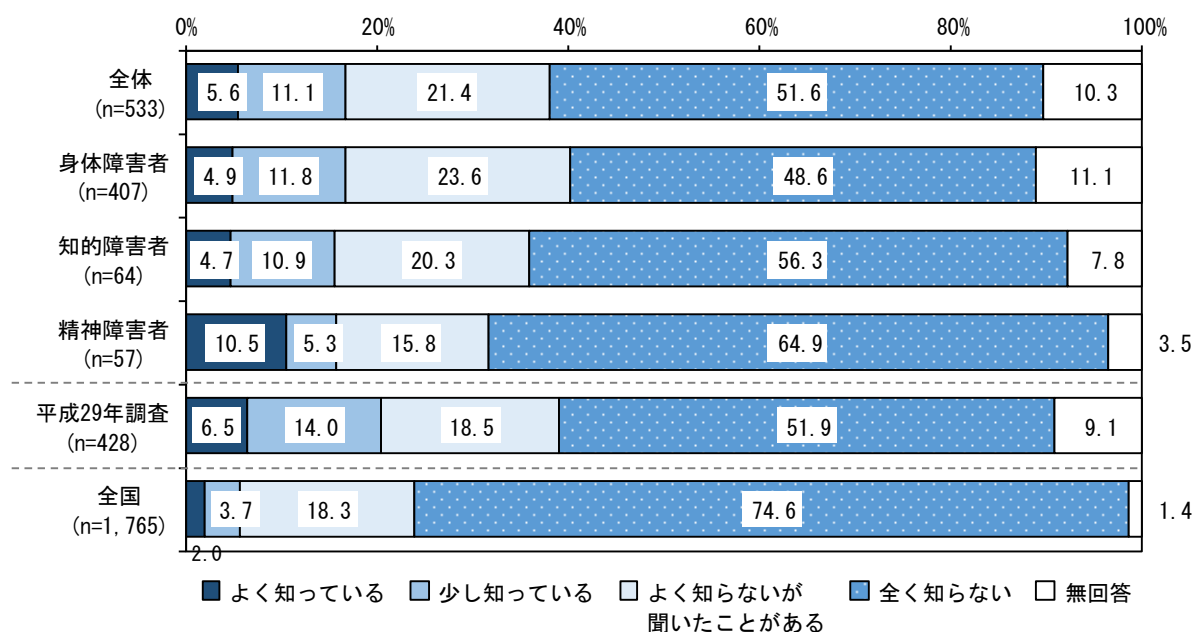
資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑫障害者差別解消法の認知度

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）について、「全く知らない」と回答した人の割合が最も高く 51.6%となっています。次いで、「よく知らないが聞いたことがある」（21.4%）、「少し知っている」（11.1%）と続いています。

また、障害種別でも、『知っている』（「よく知っている」と「少し知っている」の和）と回答した割合に大きな差はみられませんが、精神障害者の「よく知っている」と「全く知らない」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。

さらに、障害者差別解消法について『知っている』（「よく知っている」と「少し知っている」の和）と回答した割合を全国との比較でみると、全国が 5.7%に対し加東市は 16.7%と、障害者差別解消法の認知度は全国平均よりも進んでいます。



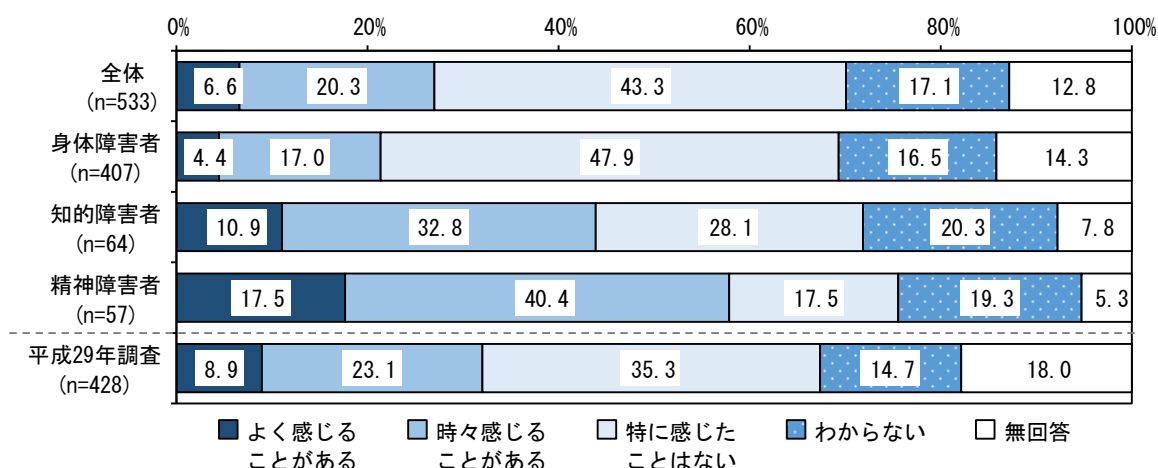
資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和 5 年 2 月）

内閣府「障害者に関する世論調査」（令和 4 年 11 月実施）

⑬日常生活や社会生活において感じる障害のある人に対する差別や偏見

過去5年間に、障害のある人に対する差別や偏見を感じた経験について、「特に感じたことはない」と回答した人の割合が最も高く43.3%となっています。次いで、「時々感じることもある」(20.3%)、「わからない」(17.1%)と続いています。

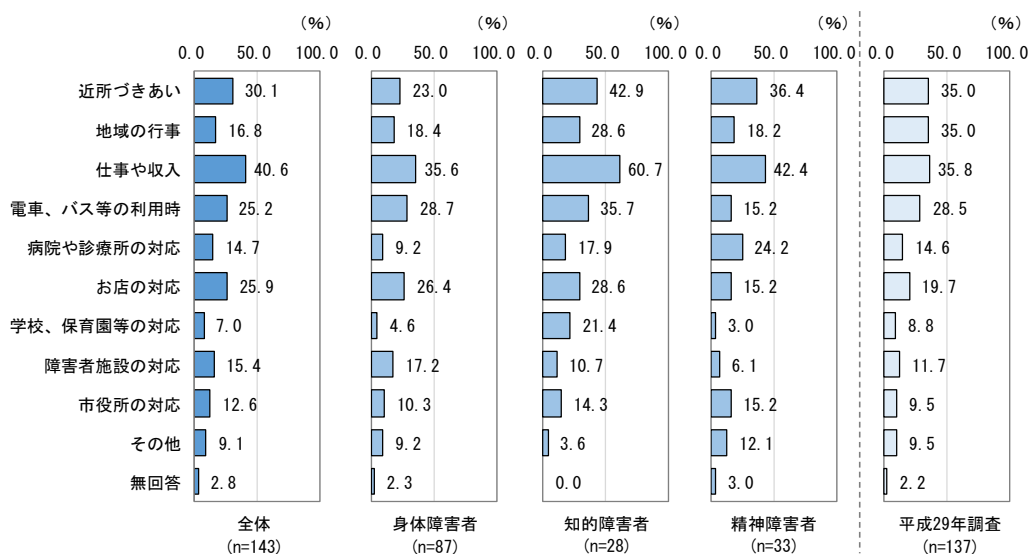
また、障害種別でみると、『感じることもある』(「よく感じることもある」と「時々感じることもある」の和)の割合は精神障害者が最も高く57.9%となっており、次いで知的障害者(43.7%)、身体障害者(21.4%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

差別や偏見を感じた経験がある人に、障害のある人に対する差別や偏見を感じる場面について尋ねたところ、「仕事や収入」と回答した人の割合が最も高く40.6%となっています。次いで、「近所づきあい」(30.1%)、「お店の対応」(25.9%)と続いています。

また、障害種別でみると、身体障害者の「障害者施設の対応」、知的障害者の「地域の行事」、「仕事や収入」、「電車、バス等の利用時」、「学校、保育園等の対応」、精神障害者の「病院や診療所の対応」と回答した人の割合が、その他の障害種別に比べて高くなっています。



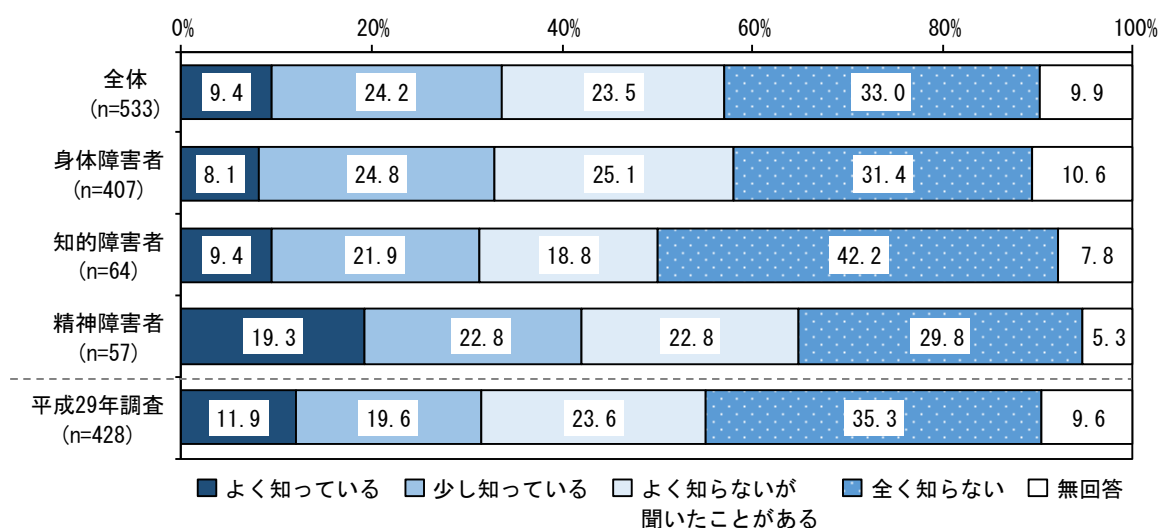
資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑭成年後見制度の認知度

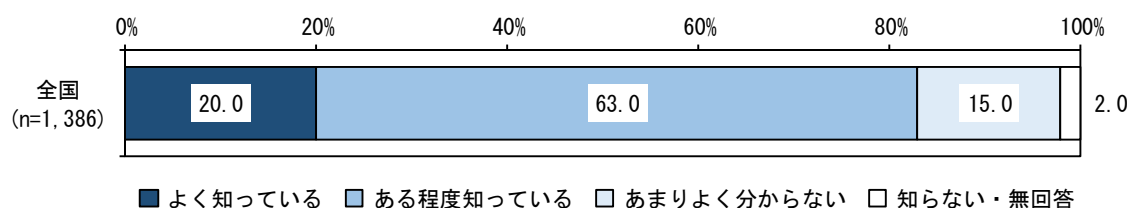
成年後見制度について、「全く知らない」と回答した人の割合が最も高く 33.0%となっています。次いで、「少し知っている」(24.2%)、「よく知らないが聞いたことがある」(23.5%)と続いています。

また、障害種別でみると、『知っている』(「よく知っている」と「少し知っている」の和)と回答した人の割合は、精神障害者が最も高く 42.1%となっています。次いで身体障害者(32.9%)、知的障害者(31.3%)と続いています。

さらに、全国手をつなぐ育成連合会(権利擁護センター)が実施した「成年後見制度に関するアンケート」と比較すると、「よく知っている」では、全国が 20.0%であったのに対し、加東市では 9.4%と、制度の認知度に大きな差が見られます。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和 5 年 2 月）

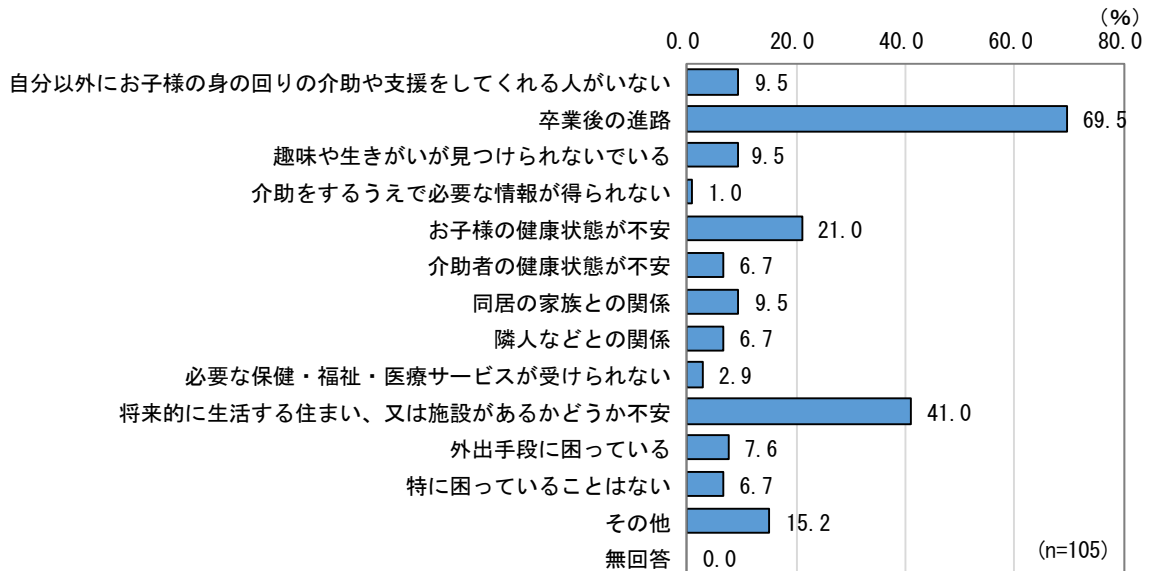


資料：全国手をつなぐ育成会連合会「成年後見制度に関するアンケート調査」（令和 3 年実施）

(2) 障害児（18歳未満）

①現在の生活で困っていることや不安に思っていること

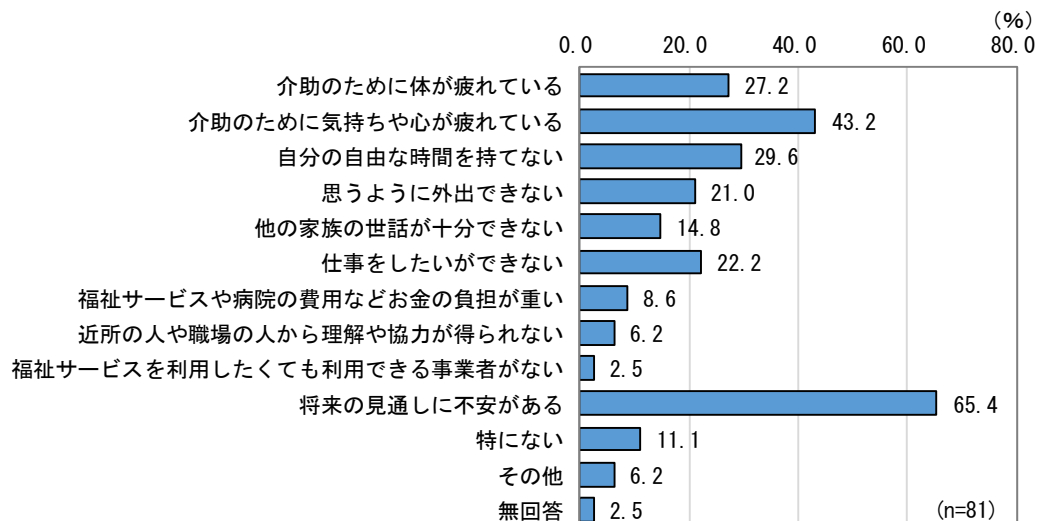
子どもの現在の生活について困っていることや不安に思っていることについて、「卒業後の進路」と回答した人の割合が最も高く69.5%となっています。次いで、「将来的に生活する住まい、又は施設があるかどうか不安」（41.0%）、「お子様の健康状態が不安」（21.0%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

②主に介護している人が困っていること

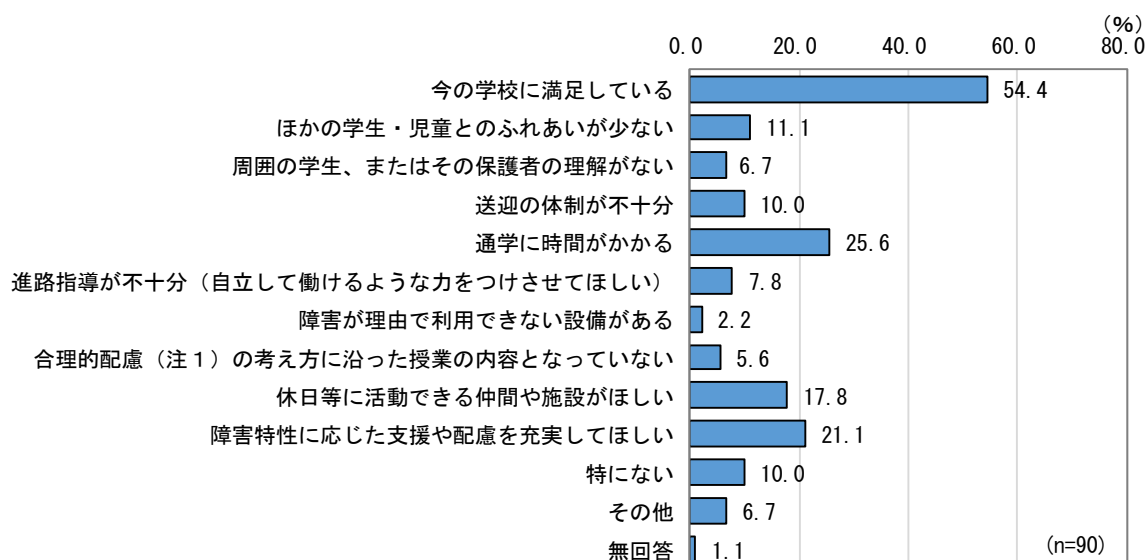
毎日の生活で介護（介助）をしてくれる人がいる人に、子どもを主に介助している人が困っていることについて尋ねたところ、「将来の見通しに不安がある」と回答した人の割合が最も高く65.4%となっています。次いで、「介助のために気持ちや心が疲れている」（43.2%）、「自分の自由な時間を持てない」（29.6%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

③通学していて感じる事

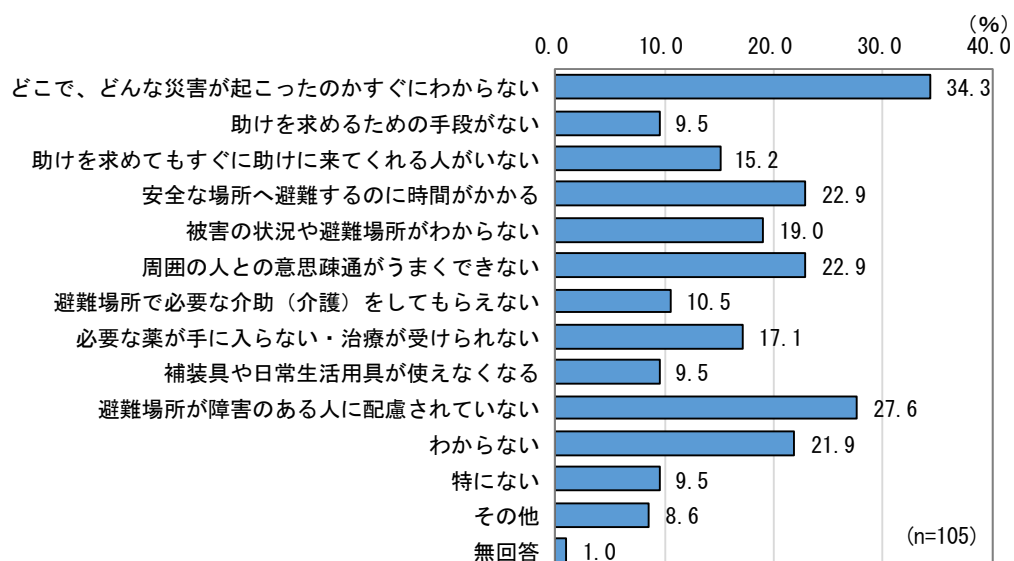
子どもが学校に通っている人に、子どもが通学していて感じる事について尋ねたところ、「今の学校に満足している」と回答した人の割合が最も高く 54.4%となっています。次いで、「通学に時間がかかる」(25.6%)、「障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい」(21.1%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和５年２月）

④災害が発生した時に困ること

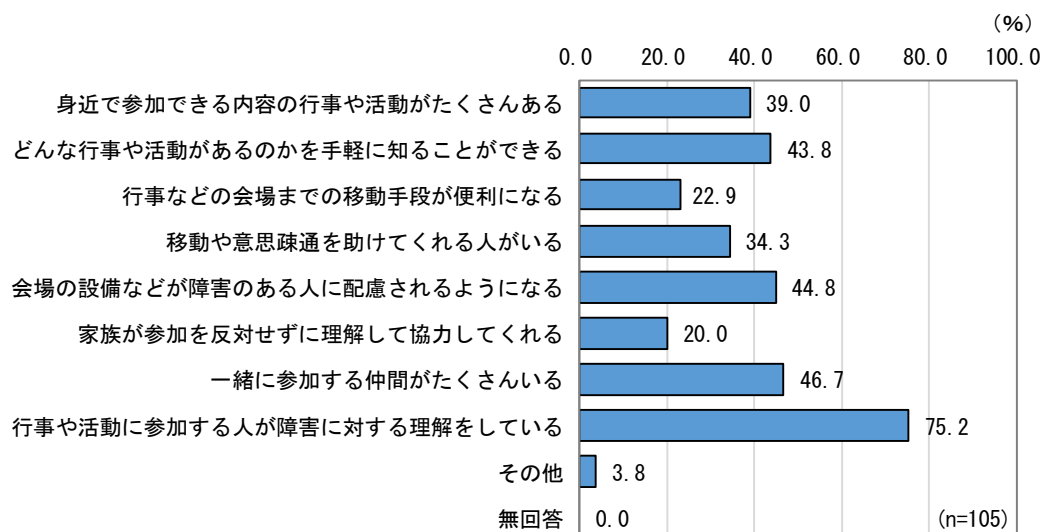
地震や火事、水害などの災害が発生したとき、あなたやお子様が困ることについて、「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」と回答した人の割合が最も高く 34.3%となっています。次いで、「避難場所が障害のある人に配慮されていない」(27.6%)、「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」、「周囲の人との意思疎通がうまくできない」（ともに 22.9%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和５年２月）

⑤社会活動や地域行事に安心して参加するために必要な支援や助け

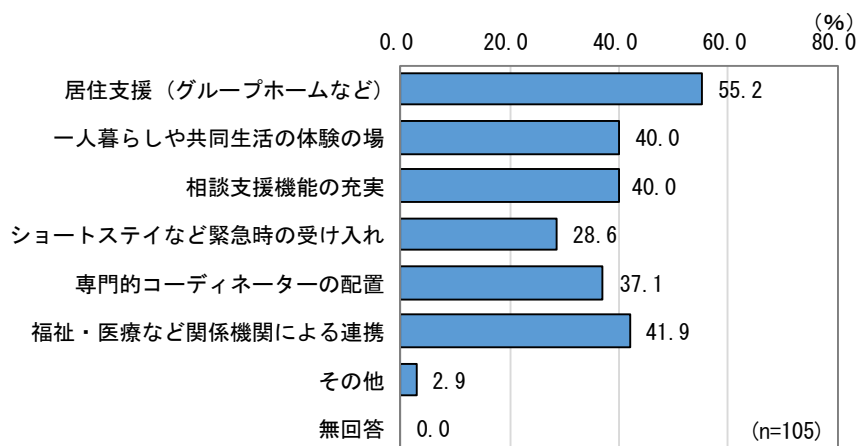
障害のある人が社会活動や地域行事に気軽に、安心して参加するために支援や助けが大切だと思うことについて、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解をしている」と回答した人の割合が最も高く 75.2%となっています。次いで、「一緒に参加する仲間がたくさんいる」(46.7%)、「会場の設備などが障害のある人に配慮されるようになる」(44.8%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑥障害のある人の地域生活を支援するために必要な環境づくり

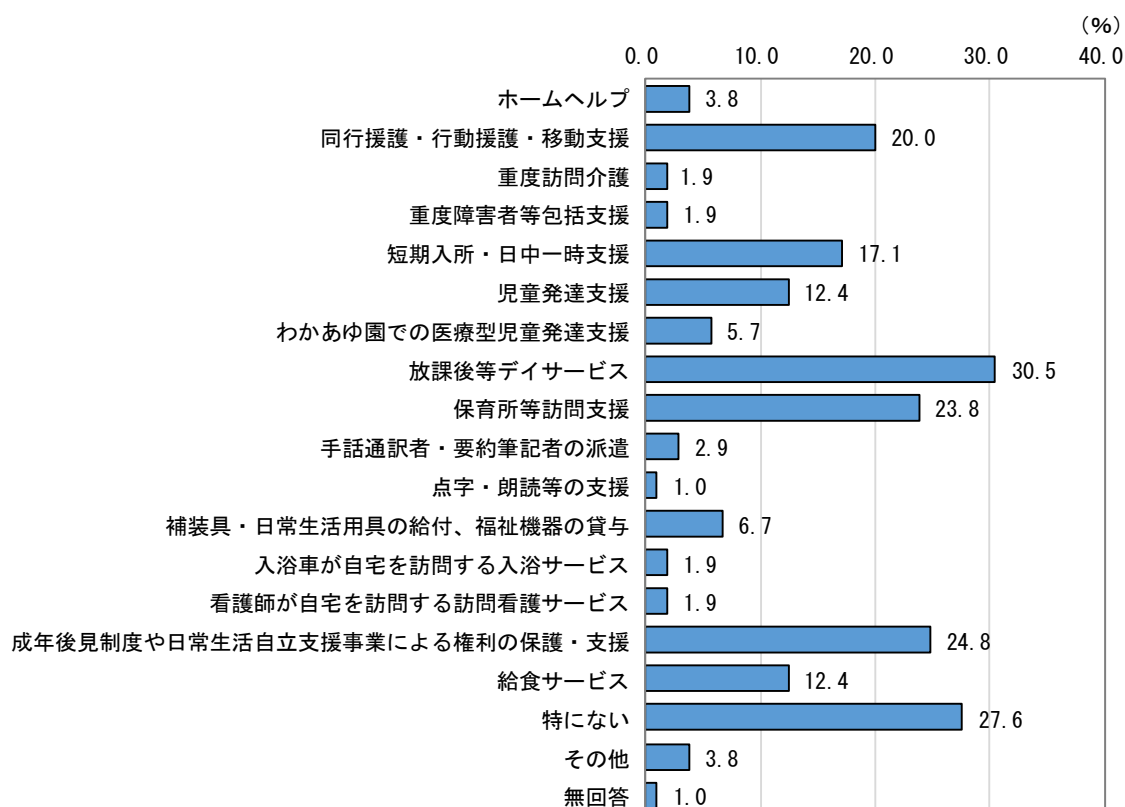
障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて環境づくりを行っていく上で必要だと思うことについて、「居住支援（グループホームなど）」と回答した人の割合が最も高く 55.2%となっています。次いで、「福祉・医療など関係機関による連携」(41.9%)、「一人暮らしや共同生活の体験の場」(40.0%)、「相談支援機能の充実」(40.0%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑦今後利用したい障害福祉サービス

子どもが現在は利用していないが、今後利用したいと思っている障害福祉サービスについて、「特にない」と回答した人の割合は27.6%となっています。これと無回答（1.0%）を除く71.4%は今後新たに利用したいサービスがあると回答しています。そのサービスとして、「放課後等デイサービス」と回答した人の割合が最も高く30.5%となっています。次いで、「成年後見制度や日常生活自立支援事業による権利の保護・支援」（24.8%）、「保育所等訪問支援」（23.8%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

※ホームヘルプ：自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事の援助を行うサービス

※同行援護・行動援護・移動支援：外出時の移動支援

※重度訪問介護：居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス

※重度障害者等包括支援：常時寝たきりなど重度の障害がある方を対象としたホームヘルプ、短期入所、通所サービスなどを組み合わせて提供するサービス

※短期入所・日中一時支援：介護者が病気などの場合に利用するショートステイ・日中一時預かり

※児童発達支援：未就学児を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練

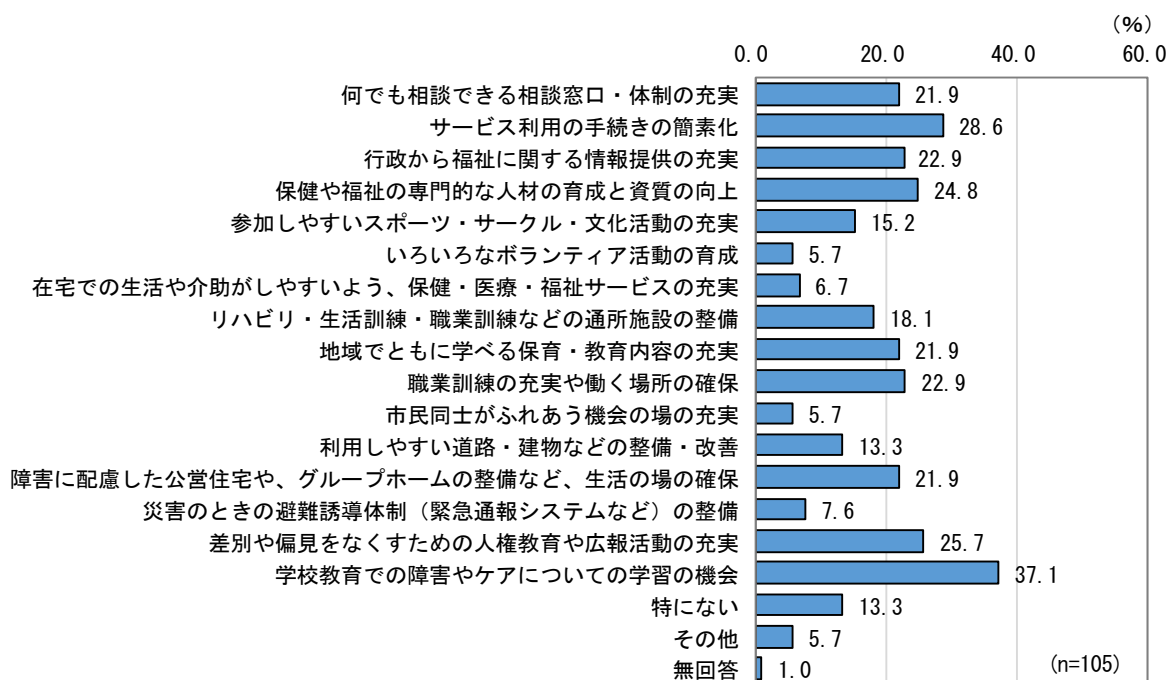
※わかあゆ園での医療型児童発達支援：「児童発達支援」に加え、治療を伴うもの

※放課後等デイサービス：就学児を対象とした、放課後や夏休み等に行う生活向上のために必要な訓練、社会との交流促進等

※保育所等訪問支援：保育所・こども園や小学校等に通う児童を対象に、障害児指導の専門員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のために行う専門的な支援

⑧十分ではないと思われる加東市の福祉施策

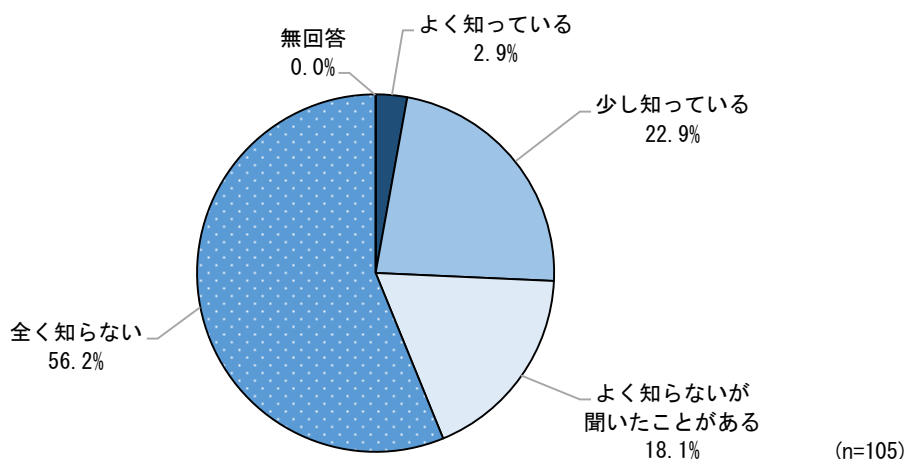
加東市の福祉施策の十分でないと思うことについて、「特にない」と回答した人の割合は 13.3% となっています。これと無回答（1.0%）を除く 85.7%は何らかの不十分と思う施策があると回答しています。その施策として、「学校教育での障害やケアについての学習の機会」と回答した人の割合が最も高く 37.1%となっています。次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」（28.6%）、「差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実」（25.7%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和 5 年 2 月）

⑨障害者差別解消法の認知度

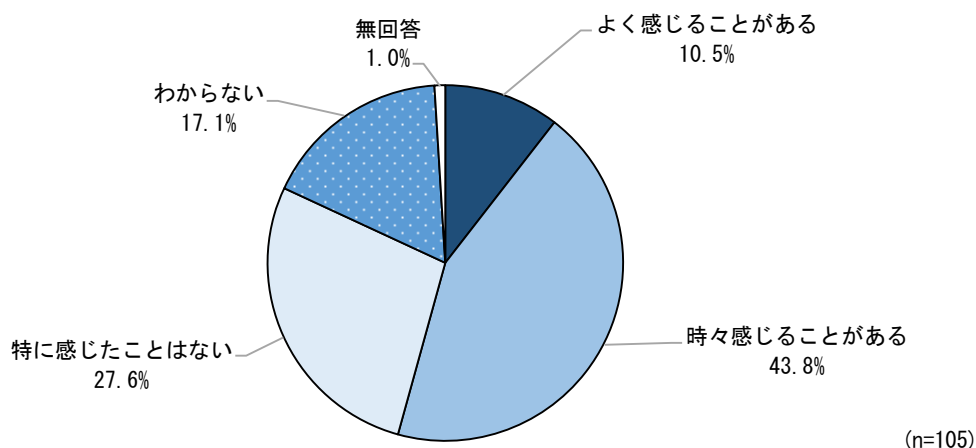
障害者差別解消法について、「全く知らない」と回答した人の割合が最も高く 56.2%となっています。次いで、「少し知っている」（22.9%）、「よく知らないが聞いたことがある」（18.1%）と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和 5 年 2 月）

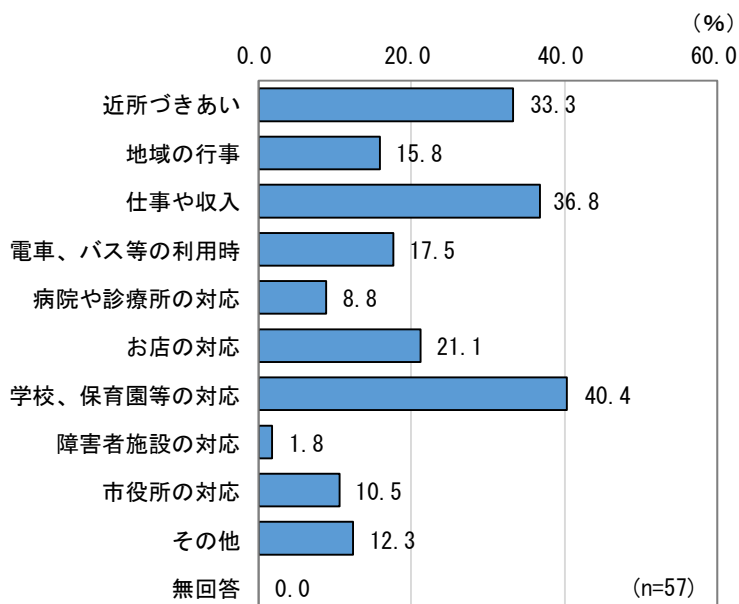
⑩日常生活や社会生活において感じる障害のある人に対する差別や偏見

過去5年間に、障害のある人に対する差別や偏見を感じた経験について、「時々感じることもある」と回答した人の割合が最も高く43.8%となっています。次いで、「特に感じたことはない」(27.6%)、「わからない」(17.1%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

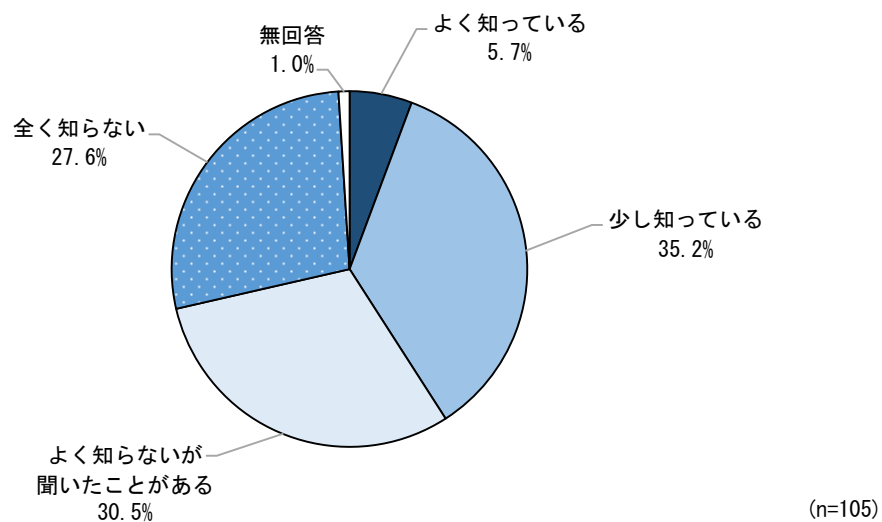
差別や偏見を感じた経験がある人に、障害のある人に対する差別や偏見を感じる場面について尋ねたところ、「学校、保育園等の対応」と回答した人の割合が最も高く40.4%となっています。次いで、「仕事や収入」(36.8%)、「近所づきあい」(33.3%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

⑪成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「少し知っている」と回答した人の割合が最も高く 35.2%となっています。次いで、「よく知らないが聞いたことがある」(30.5%)、「全く知らない」(27.6%)と続いています。



資料：加東市障害者計画等に関するアンケート調査報告書（令和5年2月）

5. 関係機関等への調査による現状と課題

(1) 当事者団体・保護者会・ボランティア団体

①現状や活動上の課題

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響でボランティア養成講座が実施されず、一般への啓発ができていない
- ・子どもたちの悩みが学校のことから将来のことになってきている
- ・（当事者家族の参加が主で）当事者の参加が少ない

②今後の施策に求めるもの

○保健・医療・福祉サービス

- ・精神保健デイケアの回数を増やしてほしい（例えば月１回→月２回など）
- ・医療的ケアが必要な場合に対処できるヘルパーの拡充

○情報提供・相談体制について

- ・ヘルパー／いざと言う時の預け先／専門的な相談ができる窓口／レスパイトケアなどに関する情報配信の充実
- ・相談員や職員の増員
- ・ICT（SNS等）を活用した情報発信や連絡

○教育・保育について

- ・特別支援コーディネーターの周知（地域へも知らせてほしい）
- ・未就園児でも相談しやすい体制
- ・保育士や教師向け研修の充実
- ・当事者の状況にあった進学相談と普通校での支援

○雇用・就労について

- ・障害者枠雇用をしている企業の一覧公開などの情報提供
- ・障害者の一般就労を認めてくれる企業の開拓
- ・ジョブ支援等専門知識のある方による職場へのフォロー

○生活環境・災害対策について

- ・個別の状態に応じた避難場所の確保
- ・避難困難な障害者等の自宅に支援物資が届けられる仕組みの構築
- ・避難困難な障害者等の把握とサポートの充実

○社会参加・地域支援策について

- ・行動障害の方への理解促進（地域で散歩をしていてもお互い挨拶できるような関係性の構築ができると良い）
- ・障害者の交通の利便の向上策

○その他

- ・ 高次脳機能障害の方に対する理解促進と環境整備
- ・ 障害のある人やその家族が孤立しないための環境整備
- ・ 施設の予約が取りにくく集団で集まるのが難しいので、行政機関の協力が欲しい。

(2) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校・義務教育学校 ・ 特別支援学校

①現状と課題

- ・ 特別支援学級在籍生徒だけでなく通常学級にも支援が必要な生徒がたくさんいる
- ・ 個に応じたきめ細やかな指導・支援のためには対応できるだけの人員が必要
- ・ 保護者や本人の希望や今後の進路を踏まえた個別の指導計画を適切に作成し実践することが必要
- ・ 支援児にとって何が必要で大切な事であるのかについて摺り合わせが必要
- ・ 定期的に支援児が通っている療育先と連絡をとり合うことが必要
- ・ 学級担任だけでは手が回らずスクールアシスタント等の職員がさらに必要
- ・ 一人ひとりの特性に応じた学習の場を整えることが必要
- ・ 要保護児童への対応で市と連携した家庭支援が全然進展していない
- ・ 通常学級在籍でも困り感のある児童が多く、人手が足りない
- ・ 特別支援学級については情緒の安定を保つための手立てが少なく難しい局面がある
- ・ 通常学級に在籍している発達障害等の児童に寄り添う人の配置が必要
- ・ 数年後の就労と自立に向けて早期の社会的スキルの習得や進路の選択が必要

②支援が必要な児童・生徒への支援内容

○特別支援学級

- ・ 個別指導案に基づく指導と支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 交流学級での共同学習（必要に応じて個別にサポート）
- ・ 専門家による支援についての助言・指導（デリコラ*）

○通級指導教室

- ・ 個別指導案に基づく指導と支援
- ・ 担任との連携
- ・ スケジュールボード、写真、絵カード等、わかりやすい指示方法を工夫

○通常学級

- ・ 困り感のある児童について、特別支援コーディネーターによる相談
- ・ 保護者との面談に特別支援コーディネーターが同席
- ・ スクールアシスタントと学級担任が連携して同室複数指導を実施

○その他の支援

- ・ 個人の課題に応じた教材、教具の開発・選定

- ・明確な狙いとシンプルな活動による授業構成
- ・ＩＣＴ機器を活用した視覚支援
- ・行動の見守りと必要に応じた声かけによって自分でできることを増やす
- ・保護者との連絡、教育相談を日々連絡帳等で行う
- ・個別に支援が必要な児童について複数の眼で様子を把握し校内委員会で対応を協議
- ・発達サポートセンターと連携し、デリコラ等を活用した指導方法を模索

③今後の施策に求めるもの

○保健・医療・福祉サービス

- ・市内での療育施設確保
- ・救急搬送の体制整備と危機管理
- ・障害種別に応じた支援に関する研修の実施
- ・要支援幼児が安心して受診できる小児科や歯科などの情報提供
- ・補助員の増員
- ・放課後等デイサービスの利用可能時間拡大
- ・ＰＴ（理学療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）、ＯＴ（作業療法士）等の定期巡回指導の実施

○情報提供・相談体制

- ・いつでも相談できる体制と気軽に相談できる「場」の提供
- ・具体的な事例や対応のヒントに関する情報提供
- ・要支援児について健康課や発達サポートセンターから入園前の情報を開示してほしい
- ・保護者に市の方からアプローチして様々な情報を提供してあげてほしい

○教育・保育

- ・できるだけ早く適切な支援が受けられる（保護者支援も含めた）支援体制の確立
- ・専門的なヒト、コト、モノを整えるための予算措置が必要
- ・通常学級に在籍している発達障害等の児童に寄り添うための人員配置
- ・特別支援教育に関わる学校スタッフの増員
- ・スクールアシスタントの対応学年の引き上げ
- ・インクルーシブ教育構築のより一層の充実

○雇用・就労

- ・一人一人の力や持ち味が生かせる就労支援
- ・障害者雇用のさらなる促進
- ・小中学校在籍時からのキャリア教育

○生活環境・災害対策

- ・うまく支援を活用できない人や支援からこぼれ落ちている人にも目を向ける事
- ・日常的な災害対策訓練
- ・災害に対する知識などを得られる講演会や催しの開催
- ・避難場所の環境配慮
- ・障害の状況等を理解している発達サポートセンターの活躍

○社会参加・地域支援策

- ・地域で障害のある子どもたちが様々なサービスを受けられるようにする
- ・親子で参加できる事業や一時預かりなどのサービスを市と地域が一緒になって推進
- ・コミュニティ単位で発達障害について理解する研修の機会を設ける
- ・障害の有無に関わらず参加可能な地域社会の構築

(3) 障害福祉サービス等事業所

①利用者に関する課題と方策

○現状と課題

- ・利用者数が多く、時には定員を超えることがあるため是正が必要
- ・放課後等デイサービスでは、令和5年度の新1年生の問い合わせが多く行き場のない様子が伺える
- ・周辺市町で新しく児童発達支援事業所ができ他市からの利用数は減少する可能性がある
- ・A S D（自閉スペクトラム症）で強度行動障害の利用者などにはマンツーマンで対応が必要
- ・就労継続支援事業所では新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって仕事が少ない
- ・支援力の向上と個別支援や一人一人のニーズに対応したサポートが必要
- ・利用者の時間を最大限に活かし良いサービスを提供することが必要

○今後の見込み・対応等

- ・日中一時支援の増設を検討中
- ・外部研修実施と職員研修などを実施予定
- ・強度行動障害やA D H D（注意欠陥・多動性障害）への支援ニーズ対応
- ・作業量増加予定のため利用者数を増やしていきたい
- ・必要な方に必要な時期に支援が届くように支援からの卒業を目指した支援を行う

②事業運営面に関する課題と方策

○現状と課題

- ・慢性的な人材不足（特に専門職）と人件費水準切り上げに伴う人件費の増加
- ・スタッフの高齢化に伴い、新規スタッフの確保が必要
- ・仲介業者の濫立が新規採用を困難にしている。
- ・報酬が仕事量に見合う水準になっていないため離職率が高い
- ・保育所等訪問支援は年間1件程度の利用で認知度が低いのが課題

○今後の見込み・対応等

- ・就労継続支援A型の事業所として飲食を伴う店を開設して定員増につなげる
- ・定員を増員する予定
- ・訪問看護を開始し福祉サービスと連携させていく予定

③サービスや活動についての課題と方策

○現状と課題

- ・市内には同じサービスの事業所が多く利用者の確保が大変
- ・時期により請け負う作業量にムラがある
- ・多様な現状の中で希望に応えられるようサービスの枠をどう工夫できるかが課題
- ・社会情勢の変化によっては作業量の確保が難しくなる可能性がある

○今後の見込み・対応等

- ・専門職の採用による専門性の高いサービス提供体制の構築
- ・市民ボランティア等の協力者の確保（人材不足対策）

④関係機関との連携についての課題と方策

○現状と課題

- ・身寄りが無い独り身の利用者への対応
- ・セルフプランの方が少しずつ増えてきているのが課題
- ・障害者支援地域協議会の改革が必要
- ・更新時のサービス担当者会議がほぼ実施されていない。
- ・障害特性に合わせた障害サービス体制の確保とニーズに合わせた相談支援体制が必要
- ・要支援児童が就学する際の教育機関との連携

○今後の見込み・対応等

- ・月に1度の調整会議を実施しケース会議の開催も検討する
- ・月に1度の勉強会を行い、意見交換を行う
- ・基幹相談支援センターや医療機関との連携を強化する
- ・短期入所の支給決定において、柔軟な対応を求める
- ・有事の際にも迅速にサービス提供ができるよう体制を整える
- ・就職支援を強化していくため、関連機関との情報共有を行う
- ・事業所連絡会を活用する

⑤防災・防犯・災害対策についての課題と方策

○現状と課題

- ・予算面での困難から一般的な防災対策しかできていない
- ・年1～2回程度の防災訓練を実施している
- ・防災・防犯について社内研修を年2回程度実施している
- ・避難場所を個別支援計画に明記し保護者と共有している
- ・BCP（事業継続計画）を策定し地域防災との連携も検討中

○今後の見込み・対応等

- ・災害訓練によって防災についての関心を高める努力をしていく
- ・BCP（事業継続計画）を策定する
- ・災害時の個別支援計画の作成

⑥その他

○現状と課題

- ・放課後等デイサービスでは、新1年生で利用施設が見つからないケースが多数発生している
- ・福祉と教育の連携を強化していかなばならないので行政や教育部門の閉鎖的な体質を克服してもらいたい

○今後の見込み・対応等

- ・小規模な事業所同志が相互に連携して行くことも必要
- ・就労継続支援 A 型利用に対して兵庫県の最低賃金に比例した基本報酬の見直しが必要
- ・事業所の税金、職員の市民税の減税や、水道料金の無料化など考えて欲しい

⑦利用者からの要望や意見

- ・放課後等デイサービス施設が不足している
- ・スタッフの福祉経験にはバラつきがあり質の良いサービスの提供に課題がある
- ・障害者について一般的な理解がまだ不十分である
- ・利用者は自分のペースで利用したいと考えている
- ・保護者は施設との接触を増やしてほしいと感じている
- ・次のようなサービスが提供されることを期待したい
休日の支援や入浴支援／ショートステイ先の増加／お買い物支援などのサービス
- ・お母さんたちの希望により、日中一時支援を使いたい施設が少ない
- ・レスパイトケアが必要
- ・短期入所を増やしてほしい

⑧不足していると感じているサービス・支援

- ・障害に対する資格を持つ人を市役所や公共施設に配置してほしい
- ・利用者数に職員数を比例させて利用者の受け入れを強化することが必要
- ・行政や教育関係者は新しいニーズを掘り起こそうとしない
- ・一人ひとりに専門性を持って対応する支援が必要
- ・訪問介護事業所で障害福祉サービスを提供することが望ましい
- ・先進市町のトライアングルプロジェクトを参考にした取組をしてほしい
- ・短期入所施設と居宅ヘルパーが不足している
- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所数が不足している
- ・不登校や病気で学校に行けない子供に対して適切なサービスを提供する必要がある

⑨事業を運営するうえでの課題

- ・新型コロナウイルス感染症の予防のための自粛が多く福祉施設でも事業運営が困難になっている
- ・福祉施設の職員は危険な環境で働いており、新型コロナウイルス感染症の対策に対する意識の違いが課題

- ・ 支援制度がなくなると事業廃止も視野に入ってくる
- ・ 外出支援の制限があり養護学校での実習も少なくなっている
- ・ 利用者に対する感染予防の指導徹底やマニュアル作成が必要
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による対応の弊害が一番大きな課題
- ・ マスクを着用できない利用者に対する差別
- ・ マスク内の雑菌増殖の健康面や顔の表情が見えないことなども問題となっている

⑩加東市が今後取り組むべき課題等

- ・ 障害のある方々の就労機会を更に増やして行けるようにご尽力いただきたい
- ・ 障害者施設の整備に際し市としての補助金援助が必要
- ・ 災害時の障害者支援策充実のため市がハード面とソフト面で努力することを望む
- ・ 時間外の連絡対応を改善してほしい
- ・ 障害者支援地域協議会の改革と行政機関の専門性及び意欲の向上
- ・ 障害者のための就労訓練の場が必要
- ・ 子どもから高齢者まで障害者が安心して暮らせる居場所のモデルケースを示すこと
- ・ 障害者の視点に立った総合的なサービスを提供すること
- ・ 加東市内巡回バスの創設などによる移動手段の確保
- ・ 社会生活力の向上や支援施策に関する助言や紹介
- ・ シェアハウスなど介護保険を利用する人と利用しない人が共存できる場所の提供
- ・ 計画相談の充実
- ・ 短期入所や日中一時支援サービスの充実と報酬 UP（相談支援事業の報酬改善）

6. 障害者（児）福祉を取り巻く課題

（１）インクルーシブ教育の推進

①アンケート（障害児）調査から

- 学校へ通っている人に、通学していて感じていることについて尋ねたところ、「今の学校に満足している」人が54.4%で最も高くなっています。一方、「通学に時間がかかる」が25.6%、「障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい」が21.1%と高く、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」も17.8%となっています。
- 本市の施策として十分でないと思われるものについて、「学校教育での障害やケアについての学習の機会」が37.1%で最も高くなっています。
- 自由記述では、「進路や将来の働き方についての具体的な情報提供」「障害者に対する理解の推進」「特別支援学級・適応指導教室・放課後等デイサービス等の整備・充実」などの指摘がありました。

②関係機関への調査から

- 当事者団体等のアンケートでは、「特別支援教育コーディネーターの地域への周知」「未就園児でも相談しやすい体制」「保育士や教師向けの研修の充実」「当事者の状況にあった進学相談と普通校での支援」を求める声がありました。
- 学校等のアンケートでは、「通常学級で支援が必要な児童・生徒への支援の充実と支援者の増員」「就学・就園先と療育機関との連携」「専門性を向上させるためのヒト・コト・モノの充実」を求める声がありました。
- 事業所のアンケートでは、「放課後等デイサービスでの利用問い合わせの増加」「教育部門との連携の難しさ」が指摘されています。

③「インクルーシブ教育の推進」に関する課題

- 特別支援学校の設置を含む通学負担の軽減：特別支援学校への通学負担の軽減が求められています。
- 学校内での支援・配慮の充実：特別支援学級、適応指導教室、通級指導教室の充実を含む、学校内での支援・配慮の充実が求められています。
- 休日等に活動できる仲間や施設の充実：放課後等デイサービスだけにとどまらない、地域で参加・活動できる場所や仲間の充実が求められています。
- 未就園段階から進学までの相談体制の整備や周知：特別支援教育コーディネーターの地域での活用を含む、学齢期における相談体制の整備とその周知が求められています。
- 保・幼・学校、療育機関の連携：事業所等からは特に学校等との連携が求められています。
- 関係者の専門性の向上と障害理解の推進：障害に関する専門性の向上、障害やケアに関する理解の推進が求められています。

(2) 雇用・就労支援

① アンケート（障害者）調査から

- 昼間の主な過ごし方について、「働いている（福祉就労を含む）」が全体で 27.6%、特に療育手帳所持者で 65.6%と最も高く、次いで精神障害者保健福祉手帳所持者で 33.3%、身体障害者手帳所持者で 21.6%となっています。これは前回調査の全体 34.3%、身体障害者手帳所持者 34.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者 52.2%から減少していますが、療育手帳所持者については 45.0%から大きく伸びています。
- 働いている（作業所などの福祉就労を含む）人に、不満に感じていることについて尋ねたところ、「給料が少ない」が全体で 35.4%最も高く、身体障害者手帳所持者で 31.8%、療育手帳所持者で 35.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 47.4%となっています。また、それ以外に不満に感じていることについて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「他の従業員との人間関係がうまくいかない」がともに 20%以上で 2 番目に多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「病院に行くための時間を自由に取れない」も 21.1%と高率となっています。
- 自由記述では、「軽度知的障害者を正社員として扱ってほしい」「個に対応した働ける環境が必要」「パワハラによる異動や不利な扱いをなくす」「働きやすい環境」「障害者の就労についてハローワークを利用しに行くのは敷居が高い」などを求める声がありました。

② 関係機関への調査から

- 当事者団体等のアンケートでは、「障害者雇用（一般就労）に取り組む企業の開拓」「障害者雇用をしている企業についての情報提供」「ジョブコーチ等の職場フォロー」を求める声がありました。
- 学校等のアンケートでは、「一人一人の力や持ち味が生かせる就労支援」「障害者雇用のさらなる推進」「小中学校時からのキャリア教育」を求める声がありました。

③ 「雇用・就労支援」に関する課題

- 障害者の就労者の増加：特に身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者での就労者を増やすこと、障害者雇用をしている企業についての情報提供、障害者雇用（一般就労）に取り組む企業の開拓などが求められています。
- 個に対応した働きやすい環境の整備：給料が少ない、従業員と人間関係がうまくいかない、病院受診の時間を自由に取れないなどへの対応が求められています。
- 利用のしやすい相談窓口の整備：就労の相談窓口の利用のしやすさなどが求められています。
- 合理的配慮の徹底：病院に行くための時間を自由に取れないなどへの対応が求められています。

(3) 保健・医療の充実

① アンケート（障害者）調査から

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない」が全体で43.0%と最も高く、身体障害者手帳所持者で45.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者で40.4%と高い割合となっています。
- 悩みや困ったことを相談する相手について、「病院の医師、看護師、職員」が全体で29.3%と高く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では52.6%となっています。また、障害福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「病院の医師・看護師」が全体で15.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者で28.1%と高くなっています。このことから、医療関係者が困った時の相談相手や障害福祉サービスについての情報の入手先として大きな役割を担っていると考えられます。
- 本市での福祉についての施策について十分ではないと思われるものについて、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実」が全体で17.8%とやや高い結果となっています。
- 自由記述では、「気軽に通える明るい感じのメンタルクリニックがあること」などの声がありました。

② アンケート（障害児）調査から

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「お子様の健康状態が不安」という回答が21.0%とやや高い結果となっています。
- 加東市での福祉についての施策について十分ではないと思われるものについて、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」が24.8%とやや高い結果でした。
- 障害のある人の地域生活を支援するための環境づくりで特に必要だと思うものについて、「福祉・医療など関係機関による連携」が41.9%と2番目に高くなっています。
- 自由記述では、「加東市に安心して通える病院があること」「こども医療の対象年齢の引き上げ」などの声がありました。

③ 関係機関への調査から

- 当事者団体等のアンケートでは、「市が実施している生活訓練等事業（精神デイケア）の開催回数の増加」を求める声がありました。
- 学校等のアンケートでは、「児童精神科や発達障害の専門療育施設の確保」「支援を必要とする幼児が安心して受診できる小児科や歯科についての情報提供」「PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）等の定期巡回指導の実施」などを求める声がありました。

④ 「保健・医療の充実」に関する課題

- 健康不安への対応：特に身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者、障害児の保護者が感じる子どもの健康不安への対応が求められます。

- 医療機関による相談や情報提供の充実：相談や情報提供が医療機関を通じてなされていることが多いことから、今後のその充実が求められます。
- 地域移行支援の進め方の検討：精神科病院からの地域移行支援には、当事者の思いを尊重した進め方が必要と考えられます。
- 関係機関の連携の推進：福祉・医療など関係機関の連携の推進が求められています。
- 保健・医療サービスの充実：在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。

(4) 福祉サービスの充実

①アンケート（障害者）調査から

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が療育手帳所持者で34.4%と高く、精神障害者保健福祉手帳所持者で24.6%、身体障害者手帳所持者19.4%となっており、特に療育手帳所持者で多くなっています。また、「十分な収入を得られない」についても、療育手帳所持者で26.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者で29.8%と高率となっています。
- 障害のある人の地域生活支援の環境づくりで特に必要だと思うものについて、「福祉・医療など関係機関による連携」「相談支援機能の充実」「ショートステイ」「グループホームなどの居住支援」が全体で30%を超えて高くなっています。また療育手帳所持者では「一人暮らしや共同生活の体験の場」が35%を超えて高くなっています。
- 自由記述では、「各種手続きについてのオンライン申請の整備」「読み書きが苦手な人の各種申請のサポート」「タクシーチケットの増額と使いやすい金額の設定」など求める声がありました。

②アンケート（障害児）調査から

- 現在の生活で困っているや不安に思っていることについて、「卒業後の進路」が69.5%と極めて高く、「将来的に生活する住まい又は施設があるかどうか」が41.0%、「お子様の健康状態」が21.0%と高くなっています。
- 主に介助している人が困っていることについて、「将来の見通しに不安がある」が65.4%と最も高く、次いで「介助のために気持ちや心が疲れている」が43.2%となっており、「自分の自由な時間を持ってない」「介助のために体が疲れている」「仕事をしたいができない」「思うように外出できない」がいずれも20%を超えて高率です。
- 今後利用したいと思っているサービスについて、「放課後等デイサービス」「成年後見制度や日常生活自立支援事業による権利の保護・支援」「保育所等訪問支援」「外出時の移動支援」が20%を超えて高率です。
- 障害のある人の地域生活支援の環境づくりで特に必要だと思うものについて、「グループホームなどの居住支援」「福祉・医療など関係機関による連携」「一人暮らしや共同生活の体験の場」「相談支援機能の充実」「専門的コーディネーターの配置」がいずれも30%を超えて高率です。

- 自由記述では、「入所施設やサービス事業所の増加」「障害が軽い人への支援の充実」「グレーゾーンの人の居場所づくり」など求める声がありました。

③関係機関への調査から

- 当事者団体等のアンケートでは、「医療的ケアに対応できるヘルパーの拡充」を求める声がありました。
- 学校等のアンケートでは、「放課後等デイサービスの利用時間の拡大」を求める声がありました。
- 事業所のアンケートでは、「慢性的な人材不足（特に専門職）と人件費の増加」「スタッフの高齢化」「離職率の高さ」「学校を含む関係機関の連携」「短期入所施設とホームヘルパーの不足」などを指摘する声がありました。

④「福祉サービスの充実」に関する課題

- 生活する場や在宅生活の支援の充実：グループホームなどの居住支援、ホームヘルプサービス・移動支援・ショートステイなど在宅生活の支援、日中の居場所づくりが求められています。
- 働く場の整備：就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの就労支援、学校卒業後の進路に関する相談、就労に関する相談窓口（ハローワークや就業・生活支援センター等）の活用などが求められています。
- 障害児支援の充実：放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業の拡充、日中や夏休み等の居場所づくりが求められています。
- 相談支援機能の充実と関係機関の連携：関係機関と連携しながら、地域で生活できるよう支援していくとともに、困りごとに対して相談できる体制の整備が求められています。

（５）福祉のまちづくり

①アンケート（障害者）調査から

- 外出するときに不便に感じることや困ることについて、「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」が全体で26.3%、身体障害者手帳所持者で27.0%、療育手帳所持者で23.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者で24.6%であり、障害種に関わらず最も多い結果となっています。これは前回調査の同じ質問で、全体29.2%とあまり変わっていません。また、「道路や施設に段差が多い」は、身体障害者手帳所持者で20.6%と高いものの、前回調査の25.3%よりもやや減少しています。また「初めての場所に一人で行けない」が、療育手帳所持者で37.5%（前回40.0%）、精神障害者保健福祉手帳所持者で24.6%（前回21.7%）で、これも前回とあまり変わっていません。
- 災害時にひとりで避難できない（わからないも含む）人に、災害が起きて避難する場合、支援をお願いしたい人について尋ねたところ、精神障害者保健福祉手帳所持者で14.8%が「いない」と回答しており、他の障害の方の約3倍となっています。

- 災害が発生したときに困ると思うことについて、「避難するのに時間がかかる」が全体で 33.4%と最も高く、「どこでどんな災害が起こったのかすぐに分からない」が全体で 29.1%と高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「必要な薬が手に入らない・治療が受けられない」が 47.4%と突出して高くなっています。
- 障害のある人が社会活動や地域行事に気軽に、安心して参加するために大切だと思うことについて、「参加する人が障害に対する理解をしている」「どんな行事や活動があるのかを手軽に知ることができる」がいずれも全体で 30%を超えています。「障害に対する理解」については、前回調査でも 30%を超えており、あまり変化がないことから、障害者から見たときにこうした住民意識の変化はあまり見られないと考えられます。
- 本市の施策で十分でないと思われるものについて、「何でも相談できる相談窓口・体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「福祉に関する情報提供の充実」がいずれも 20%を超えて高くなっています。この 3 つは、前回調査でもその必要性を求める声が最も大きかったものと同じです。
- 障害福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「市役所窓口」「広報かとう」が広く利用されていますが、それ以外の手段の利用が少ないことから、多様な広報手段を活用する必要性が考えられます。
- 自由記述では、「移動・交通手段（市内バス等）の整備・充実」「透明マスクの着用やタブレットの使用など聴覚障害者に対するコミュニケーションの配慮」「公園トイレの洋式化」を求める声がありました。

②アンケート（障害児）調査から

- 災害が発生したときに困ると思うことについて、「どこでどんな災害が起こったのかすぐに分からない」が 34.3%で最も高く、「避難場所が障害のある人に配慮されていない」「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」「周囲の人との意思疎通がうまくできない」が 20%を超えています。
- 障害のある人が社会活動や地域行事に気軽に、安心して参加するために大切だと思うことについて、「参加する人が障害に対する理解をしている」が 75.2%と最も高く、「一緒に参加する仲間がたくさんいる」「会場の設備などが障害のある人に配慮されるようになる」「どんな行事や活動があるのかを手軽に知ることができる」「身近で参加できる内容の行事や活動がたくさんある」「移動や意思疎通を助けてくれる人がいる」がいずれも 30%を超えた高率となっています。
- 本市の施策で十分でないと思われるものについて、「サービス利用の手続きの簡素化」「人権教育や広報活動の充実」「専門的な人材の育成と資質の向上」「行政から福祉に関する情報提供の充実」「職業訓練の充実や働く場所の確保」「相談窓口・体制の充実」「公営住宅やグループホームなど生活の場の確保」がいずれも 20%を超えて高率です。前回調査でも、「相談窓口・体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「行政から福祉に関する情報提供の充実」は最も高い割合で回答されたものでした。

③関係機関への調査から

- 当事者団体等のアンケート結果では、「災害時に個別の状態に応じた避難場所の確保」「避難困難者の自宅に支援物資が届けられる仕組みの構築」「避難困難者の把握とサポートの充実」「行動障害・高次脳機能障害の方への理解促進」「障害者の交通の利便性の向上」「障害当事者や家族が孤立しないための環境整備」などを求める声がありました。
- 学校等のアンケート結果では、「日常的な災害対策訓練」「災害についての講演会や催しの開催」「障害のある子どもたちが地域で様々なサービスを受けられるようにすること」「親子で参加できる事業や一時預かりなどのサービスの充実」「発達障害についての理解促進」などを求める声がありました。
- 事業所のアンケート結果では、「子どもから高齢者まで障害者が安心して暮らせるモデルケースを示すこと」「加東市内巡回バスなど移動手段の確保」などを求める声がありました。

④「福祉のまちづくり」に関する課題

- 移動に関する課題：公共交通機関の利用のしにくさ、道路や施設の段差、初めての場所に一人で行けないことなどの指摘が多くあることから、移動手段の充実、物理的・情動的バリアフリーの推進が求められています。
- 災害避難に関する課題：移動についての課題（避難するのに時間がかかる）、情報提供・情報保障についての課題（どこでどんな災害が起こったのかすぐに分からない）、医療上の課題（必要な薬が手に入らない・治療が受けられない）への対応が求められています。
- 行政の相談窓口や情報提供の改善：相談窓口や相談体制、福祉に関する情報提供（一人ひとりに必要な情報が届くこと）、手続きの簡素化（手続きの分かりやすさ）などの行政サービスの改善が求められています。
- 地域の人々の障害についての理解の推進：市民が障害者理解を深め、障害のある人が社会活動や地域行事に安心して参加できる配慮が求められています。

（6）人権尊重のまちづくり

①アンケート（障害者）調査から

- 障害者差別解消法の認知度について、「全く知らない」が全体で51.6%となっています。全国平均（令和4年調査）の74.6%よりは少ないものの、前回調査の51.9%とほとんど変わっておらず、広報・周知が不十分であると考えられます。
- 成年後見制度の認知度について、「全く知らない」が全体で33.0%となっています。前回調査では35.3%であり、ほとんど変わっていないことから、成年後見制度に関する広報・周知についても不十分であると考えられます。

- 過去5年間に差別や偏見を感じたことがあるかについて、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた回答が全体で26.9%、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では57.9%、療育手帳所持者では43.7%と高率となっています。さらに、その場面について尋ねたところ、全体では「仕事や収入」「近所づきあい」「お店の対応」「電車、バスの利用時」で高くなっていますが、療育手帳所持者では「地域の行事」「学校・保育園等の対応」が20%を超え、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院や診療所の対応」が24.2%と比較的高い結果となっています。
- 自由記述では、「学校教育初期からの人を思いやる教育の推進」「障害者理解の推進」「ちょっとした声かけができるようなまちづくり」を求める声などがありました。

②アンケート（障害児）調査から

- 障害者差別解消法の認知度について、「全く知らない」が56.2%であり、成年後見制度の認知度については、「全く知らない」が27.6%となっています。
- 過去5年間に差別や偏見を感じたことがあるかについて、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた回答が全体で54.3%となっています。さらに、その場面について尋ねたところ、全体では「学校・保育園等の対応」「近所づきあい」「お店の対応」が20%を超えています。また、「仕事や収入」についても36.8%となっており、多くの保護者が障害児の就労に向け改善を望んでいることが窺えます。
- 自由記述では、「誰かの支援を受けながらも1人で困らず生活できる社会づくり」「いじめのない学校づくり」を求める声などがありました。

③「人権尊重のまちづくり」に関する課題

- 地域生活、就労・就学に関連する障害理解の推進：特に精神障害や知的障害の人の地域生活（近所づきあい、買い物など）や就労・就学に関連した理解の徹底が求められています。
- 障害者差別解消法・成年後見制度の周知：法律や制度に関する周知と理解を深める事で、障害のある人が生活しやすくなるように導くことが求められています。
- 一般の病院や診療所での障害者理解の推進：特に精神障害者保健福祉手帳所持者に対する理解の推進が求められています。

第2部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

加東市障害者基本計画は、子どもから高齢者まで、安心して暮らし続けられるまちの実現のために、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根つき、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指す計画とします。

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

2. 基本的な視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等、関連法令の趣旨を踏まえ、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方による次の基本的な視点に立って、計画を推進します。

(1) 共生社会の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取組を進めることで、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取組を推進します。

(2) 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開

障害のある人の障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた、きめ細かな支援を行います。

また、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対して、関連部局が連携し、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

(3) 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、生涯を通じて適切な支援を受け、その人らしい生活を送ることができるよう、各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備促進に努めます。

(4) 障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害の有無にかかわらず、子どもが地域でともにすこやかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を充実します。

また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3. 基本目標

(1) とともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、早期からの自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等のある支援に必要な子どもたちに対して、早期療育の機会を確保します。また、医療・福祉・教育等の関係機関との連携による「乳幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない一貫した支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

(2) 生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った多様な就業機会を確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。また、就職後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

(3) すこやかなくらしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、一人ひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。また、高齢、障害、児童等の分野ごとの相談体制では対応困難なケースが増えており、複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。

医療的ケア児が心身等の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、医療的ケア児やその家族への支援体制の整備に努めます。

（４）自立した生活をおくるために

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、北播磨圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援や関係機関との連携を図ります。

さらに、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意志疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

（５）安全で快適なくらしのために

障害のある人が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時等の緊急時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進め、個別避難計画の作成を推進します。

また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。

（６）共感しあえる地域づくりのために

障害者差別解消法を踏まえ、障害の有無にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、コミュニケーションの方法は障害の種類や程度によって異なるため、一人ひとりにあったコミュニケーション手段を考えることが重要です。障害の種類や程度に応じた手段を選択できるよう、支援体制の充実を図ります。

4. 計画の施策体系

基本理念

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

基本的な視点

- 共生社会の推進
- 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備
- 障害児のすこやかな育成のための発達支援

基本目標

1. ともに育ち、ともに学ぶために
インクルーシブ教育の推進

2. 生きがいを持って働くために
雇用・就労支援

3. すこやかなくらしのために
保健・医療の充実

4. 自立した生活をおくるために
福祉サービスの充実

5. 安全で快適なくらしのために
福祉のまちづくり

6. 共感しあえる地域づくりのために
人権尊重のまちづくり

基本施策

(1) 総合的な相談体制の充実

(2) インクルーシブ教育の推進

(3) 早期療育の推進

(4) 研修・啓発の充実

(1) 就労機会の拡充

(2) 経済的自立の支援

(3) 福祉的就労の支援

(1) 地域医療体制の整備

(2) 保健・医療・福祉の連携

(3) 福祉医療制度の充実

(1) 地域で生活できる体制づくり

(2) 福祉サービスの充実

(3) 地域生活支援事業の推進

(4) 障害児通所支援サービスの充実

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

(2) 移動手段の整備

(3) 要支援者対応の充実強化

(1) 人権教育・啓発活動の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 地域福祉活動の促進

(4) 情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策の推進

第2章 施策の展開



1. とともに育ち、ともに学ぶために

インクルーシブ教育の推進

課題

- 特別支援学校の設置を含む特別支援学校への通学負担の軽減が求められています。
- 通級指導教室、特別支援学級、適応指導教室の充実を含む、学校内での支援・配慮の充実が求められています。
- 放課後等デイサービスだけにとどまらない、地域で参加・活動できる場所や仲間の充実が求められています。
- 特別支援教育コーディネーターの地域での活用を含む、学齢期における相談体制の整備とその周知が求められています。
- 障害に関する専門性の向上、障害やケアに関する理解の推進が求められています。
- 教育機関をはじめとする関係機関と療育機関の連携が求められています。

施策の方向性

- 障害の早期発見・早期療育ができる体制を整備し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- 教育・保育・医療・障害福祉等各分野が連携し、インクルーシブ社会の実現に向けて取り組みます。

施策の展開

(1) 総合的な相談体制の充実

①子どもの発達とこころの相談

内容	担当課
○関係機関と連携し、総合的な相談体制を構築します。 ○小・中・義務教育学校*では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。	学校教育課 発達サポートセンター

②早期から相談しやすい体制づくり

内容	担当課
○各種健診事業等で保護者からあった相談に対し、関係機関が連携し、速やかに対応できる相談体制を整えます。 ○医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、早期支援につながる相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 健康課 発達サポートセンター

(2) インクルーシブ教育の推進

①特別支援教育等の推進

内容	担当課
○本市の特別支援教育におけるセンター的役割を担っている北はりま特別支援学校や関係機関と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握します。 ○子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、支援の必要な児童生徒への支援体制充実に努めます。 ○学校・園等への巡回相談を実施し、指導、助言を行います。	学校教育課 発達サポートセンター

②サポートファイルの活用促進

内容	担当課
○サポートファイルの重要性や活用方法について、関係機関へ周知をし、サポートファイルの作成を推進します。 ○サポートファイルを活用し、支援の必要な子どもへ一貫した支援を継続して行うため、サポートファイル（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の作成を推進します。	学校教育課 発達サポートセンター

③通級指導による支援

内容	担当課
○通級指導を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。	学校教育課 発達サポートセンター

④スクールアシスタント等の活用

内容	担当課
○スクールアシスタントや介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

⑤副次的な学籍（副籍）を生かした居住地交流の推進

内容	担当課
○特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中・義務教育学校の学級に置く副次的な学籍（副籍）により、同じ地域に生きる子どもたち同士のつながりを強め、共に学び、生きる「共生社会」の実現をめざします。	学校教育課

⑥学校施設等の整備

内容	担当課
○特別支援学校の整備については広域で対応します。 ○学校等の建物や設備をユニバーサルデザインの理念に基づき、計画的な改善を進めます。	教育総務課

⑦就学指導の充実

内容	担当課
○本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。	学校教育課 発達サポートセンター

⑧放課後等のケアの充実・学習機会の確保

内容	担当課
○アフタースクールで障害のある児童の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。	こども教育課

(3) 早期療育の推進

①療育機会の確保

内容	担当課
○各課で連携し、心身の発達が気になる子どもに対し、早期療育につなげられるよう支援します。	社会福祉課 健康課 発達サポートセンター

(4) 研修・啓発の充実

①関係機関従事者への研修

内容	担当課
○保育教諭、小中学校教員、教育関係従事者、行政職員への発達障害に関する研修により資質向上を図ります。	発達サポートセンター

②市民への啓発

内容	担当課
○発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。	発達サポートセンター

2. 生きがいを持って働くために

雇用・就労支援

課題

- 特に身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者での就労者を増やすこと、障害者雇用をしている企業についての情報提供、障害者雇用（一般就労）に取り組む企業の開拓などが求められています。
- 給料が少ない、従業員と人間関係がうまくいかない、病院受診の時間を自由に取れないなどへの合理的配慮が求められています。
- 就労の相談窓口の利用のしやすさなどが求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- 令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へと変わりました。民間事業者が合理的配慮の提供を推進できるよう、支援強化を図ります。
- 就労関係機関と連携し、障害者雇用率の向上を推進します。

施策の展開

（1）就労機会の拡充

①企業等への啓発の充実と就労先の確保

内容	担当課
○ハローワーク、商工会等の関係機関と連携し、企業連絡会等の機会を活用して障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。	社会福祉課 商工観光課
○障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路や、障害のある方に対しての就労先の確保に努めます。	

②雇用主・従業員等の理解啓発

内容	担当課
○雇用主、従業員すべてが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発を行うとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。	社会福祉課 商工観光課

③公共機関等での障害者雇用の推進

内容	担当課
○市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。 ○市役所等での特別支援学校生等の職場実習を積極的に受け入れます。	人事課 社会福祉課

④障害者雇用機会の拡大

内容	担当課
○障害のある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選ぶよう関係機関と連携し、情報収集・提供を充実します。 ○障害のある人への雇用等の情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課

(2) 経済的自立の支援

①就労支援体制の充実

内容	担当課
○ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課

②職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援

内容	担当課
○障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある人の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ○障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細かな支援を行います。	社会福祉課

(3) 福祉的就労の支援

①福祉的就労の場の確保

内容	担当課
○一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。 ○就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。 ○活動場所確保のため、市の空き施設の提供に配慮します。	管財課 社会福祉課

②仕事の確保の支援

内容	担当課
○福祉的就労の場が安定的に確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。 ○障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大に努めます。	社会福祉課 商工観光課

③事業所の自主製品の振興・販売の促進

内容	担当課
○市役所ロビー等に事業所等の自主製品等の展示・販売コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。	社会福祉課



3. すこやかなくらしのために

保健・医療の充実

課題

- 健康不安への対応として、特に身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者、障害児の保護者が感じる子どもの健康不安への対応が求められます。
- 相談や情報提供が医療機関を通じてなされていることが多いことから、今後のその充実が求められます。
- 精神科病院からの地域移行支援には、当事者の思いを尊重した進め方が必要と考えられます。
- 福祉・医療など関係機関の連携の推進が求められています。
- 在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する「責務」を負うこととなり、保育体制の拡充、教育体制の拡充、日常生活における支援、相談体制の整備、情報共有の促進が求められています。医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、支援の充実を図ります。
- 令和4年3月に策定した「加東市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、介護・障害・子ども・生活困窮などの分野・属性別の支援体制では対応しきれない住民の複雑化・複合化したニーズに対する包括的な支援体制を構築します。

施策の展開

（Ⅰ）地域医療体制の整備

①医療体制の整備

内容	担当課
○専門的な医療機関や北播磨圏域の医療機関等との連携強化を図ります。	保険医療課 健康課

②医療的ケア児（者）への支援体制の整備

内容	担当課
○関係機関と連携し、医療的ケア児（者）とその家族に対する支援に努めます。	社会福祉課 学校教育課 こども教育課

（２）保健・医療・福祉の連携

①保健・医療・福祉の連携強化

内容	担当課
○地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。	高齢介護課 健康課

②健康づくりの推進（疾病の予防と早期発見、重症化予防等）

内容	担当課
○疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。 ○ライフステージに応じた生活習慣病の予防や早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。	保険医療課 健康課

③乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見（健診・相談）

内容	担当課
○すこやかな心身の発達を促すとともに疾病や障害の早期発見、虐待予防など、各種健診事業等の充実を図ります。	健康課

④精神保健対策の充実

内容	担当課
○関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 ○自殺予防や引きこもりなどの講演会・研修会を実施します。 ○精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 ○認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。	社会福祉課 高齢介護課 健康課

⑤精神障害者等の地域移行支援

内容	担当課
○精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 ○関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。	社会福祉課

⑥重層的支援体制の充実

内容	担当課
○総合的な福祉の相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対応します。 ○関係機関と連携し、保健、医療、福祉の円滑な支援体制の構築に努めます。	福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課

(3) 福祉医療制度の充実

①医療費に対する助成制度と広報

内容	担当課
○障害のある人が適切な医療が受けられるよう、医療費の助成制度（福祉医療制度）の安定的な制度運営の継続に努めます。 ○公的医療費助成制度（自立支援医療、特定医療（指定難病）等）の周知に努め、対象となる医療が必要な人を支援します。	保険医療課 社会福祉課

4. 自立した生活をおくるために

福祉サービスの充実

課題

- グループホームなどの居住支援、ホームヘルプサービス・移動支援・ショートステイなど在宅生活の支援、日中の居場所づくりが求められています。
- 働く場の整備として、就労継続支援（A型・B型）などの就労支援、学校卒業後の進路に関する相談、就労に関する相談窓口（ハローワークや就業・生活支援センター等）の活用などが求められています。
- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業の拡充、日中や夏休み等の居場所づくりが求められています。
- 相談支援機能の充実と関係機関の連携が求められています。

施策の方向性

- 障害のある本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援に努めます。
- 障害のある人の地域生活を包括に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤整備の整備に努めます。
- 障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

施策の展開

（Ⅰ）地域で生活できる体制づくり

①障害者相談支援事業の拡充

内容	担当課
○指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。 ○北播磨障がい福祉ネットワーク会議に参画し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。 ○基幹相談支援事業を開始し、相談支援事業所の質の向上、地域のニーズ把握に努めます。	社会福祉課

②地域生活支援拠点の整備

内容	担当課
○障害者（児）の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能の整備に努めます。 ○緊急時の受け入れ先の確保に努めます。 ○地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。	社会福祉課

③地域の課題解決に向けた体制づくり

内容	担当課
○障害者支援地域協議会において、地域の実情に応じた課題の解決に向けた協議を行います。 ○障害者支援地域協議会の活動を補完するため、ライフステージに応じた専門部会の設置に取り組みます。	社会福祉課 発達サポートセンター

（２）福祉サービスの充実

I 自立支援給付の充実

①訪問系サービスの充実

内容	担当課
○居宅介護、重度訪問介護、同行援護等を提供し、障害のある人の居宅での生活を支援します。 ○訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ○介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実に努めます。	社会福祉課

②日中活動系サービスの充実

内容	担当課
○障害のある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）を提供します。 ○日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。	社会福祉課

③短期入所支援の充実

内容	担当課
○障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ○北播磨圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課

④補装具費の給付

内容	担当課
○障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課

⑤施設から地域生活への移行の推進

内容	担当課
○介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ○地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ○市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課

Ⅱ 外出支援の推進

①外出支援の確保

内容	担当課
○障害のある人の外出を支援するため、同行援護、行動援護等のサービス提供体制の確保に努めます。	社会福祉課

②福祉タクシー利用券交付事業

内容	担当課
○在宅かつ市民税所得割非課税の障害のある人（等級要件有り）に対し、タクシーの利用券を交付します。	高齢介護課

③福祉車両やボランティアの活用

内容	担当課
○加東市社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 ○福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について広く周知します。 ○福祉車両の利用について、広く周知します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)

Ⅲ その他のサービス

①各種障害者手当等の支給

内容	担当課
○特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者(児)介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。	社会福祉課

②各種制度の広報・啓発

内容	担当課
○広報紙、CATV、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 ○「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引等各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課

③制度的無年金障害者福祉給付金の支給

内容	担当課
○年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	社会福祉課

④指定難病患者等への支援

内容	担当課
○障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、難病患者等の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課

(3) 地域生活支援事業の推進

I 必須事業

①相談支援事業

内容	担当課
○指定特定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

②意思疎通支援事業

内容	担当課
○聴覚、言語機能、視覚等の障害のある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。 ○手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ること、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課

③日常生活用具給付等事業

内容	担当課
○障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付します。	社会福祉課

④移動支援事業

内容	担当課
○屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためガイドヘルパーを派遣します。	社会福祉課

⑤地域活動支援センター事業

内容	担当課
○障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援します。 ○障害のある人が、地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課

⑥成年後見制度の利用促進

内容	担当課
○成年後見制度の啓発と周知を行います。併せて、加東市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業等の権利擁護事業についても啓発、利用促進を図ります。 ○障害等のため判断能力が十分でない人や家族等からの成年後見制度に関する相談に応じ、必要な情報や助言を行います。 ○障害等のため判断能力が十分でない人の意思決定を尊重し、権利や財産が守られるような支援体制を整備します。 ○身寄り・財産のない障害のある人が成年後見制度を円滑に利用できるよう申立てや利用に係る費用の全部又は一部を助成します。 ○成年後見制度の利用促進に向け、中核機関を整備し、当事者、関係機関と連携ネットワークを構築します。	社会福祉課

⑦理解促進啓発及び自発的活動支援事業

内容	担当課
○市民に対し、障害のある人や障害特性について理解を深めるためのイベントや啓発を行います。 ○障害のある人やその家族、支援者等が交流し、情報交換する活動や地域貢献活動を支援します。 ○障害のある人に対するボランティアの活動を支援します。	社会福祉課

Ⅱ 任意事業

①福祉ホーム運営補助

内容	担当課
○常時の介護・医療の必要はないが、家庭環境等の事由で居宅生活が困難な障害のある人に、低額で居室を提供し、必要な支援を行う事業者を支援します。	社会福祉課

②訪問入浴サービス事業

内容	担当課
○重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課

③生活訓練等

内容	担当課
○回復途上の精神障害者に対し、外出機会や活動の場を提供し、日常生活訓練等を行います。 ○生活訓練等に参加するための交通手段が無い利用者に、送迎サービスを実施し、利用を促進します。	社会福祉課

④日中一時支援事業

内容	担当課
○障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。	社会福祉課

⑤社会参加促進事業

内容	担当課
○障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を、障害者団体・支援団体に委託して開催します。 ○身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害者の生活の充実、向上を図ります。	福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課 生涯学習課

⑥更生訓練費給付事業

内容	担当課
○訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。	社会福祉課

(4) 障害児通所支援サービスの充実

①地域における療育体制の充実

内容	担当課
○療育の必要な子どもに対して、活動・療育の場が提供できるよう、障害児通所支援事業所の充実及び障害児通所支援サービスを適切に提供できる体制の確保を図ります。 ○わかあゆ園において、医療（訓練）を伴う児童発達支援などの障害児通所支援サービスを実施します。	社会福祉課 わかあゆ園

5. 安全で快適なくらしのために

福祉のまちづくり

課題

- 移動に関する課題として、公共交通機関の利用のしにくさ、道路や施設の段差、初めての場所に一人で行けないことなどの指摘が多くあることから、移動手段の充実、物理的・情動的バリアフリーの推進が求められています。
- 災害避難に関する課題として、移動についての課題（避難するのに時間がかかる）、情報提供・情報保障についての課題（どこでどんな災害が起こったのかすぐに分からない）、医療上の課題（必要な薬が手に入らない・治療が受けられない）への対応が求められています。
- 相談窓口や相談体制、福祉に関する情報提供（一人ひとりに必要な情報が届くこと）、手続きの簡素化（手続きの分かりやすさ）などの行政サービスの改善が求められています。
- 地域の人の障害についての理解を深めると共に、障害のある人が社会参加や地域活動に安心して参加できる配慮が求められています。

施策の方向性

- 障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を推進します。

施策の展開

（Ⅰ）福祉のまちづくりの整備推進

①福祉のまちづくりの推進

内容	担当課
○障害のある人や高齢者、すべての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。	都市政策課
○コミュニケーションボードなど支援ツールの活用等により、投票しやすい環境づくりに努めます。	委員会事務局

②公共施設のバリアフリー化の推進

内容	担当課
○既存施設の改修又は更新等に当たっては、障害のある人の利用頻度の高い施設から計画的にバリアフリー化を進めます。 ○公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	管財課

③公営住宅のバリアフリー化の推進

内容	担当課
○障害のある人等に配慮した居室内や共用部分への手すりの設置及び段差解消等のバリアフリー化を推進します。	都市政策課

④民間施設のバリアフリー化の促進

内容	担当課
○事業者等へバリアフリー法やユニバーサルデザインについて理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	都市政策課

⑤職場環境の改善促進

内容	担当課
○障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課

⑥地域生活の支援の充実

内容	担当課
○県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームの開設について情報提供や支援に努めます。	社会福祉課

⑦住宅改修による在宅生活支援

内容	担当課
○手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ○障害のある人等の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 高齢介護課

(2) 移動手段の整備

①道路や歩道などの交通環境の整備

内容	担当課
○道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ○歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	土木課

②移動手段の確保の支援

内容	担当課
○既存の地域公共交通の拡充や新たな地域公共交通の導入により、買い物や通院などの移動手段を確保します。	企画政策課
○加東市社会福祉協議会が実施する福祉有償運送事業を支援することにより、障害のある人等の移動手段の維持確保を図ります。	福祉総務課 (社会福祉協議会)

(3) 要支援者対応の充実強化

①避難行動要支援者への対応強化

内容	担当課
○避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成・管理し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や支援体制の確立に努めます。 ○民生委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制の構築を図ります。 ○優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成を進めます。	防災課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課

②障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充

内容	担当課
○防災行政無線システムの文字表示装置やかとう安全安心ネットに代わる情報伝達手段への研究を進め、これらの情報伝達手段を使用するか、新たな情報伝達手段を導入するか、長期的に検討します。 ○災害時の避難所における障害のある人等に配慮した情報提供に努めます。	防災課 社会福祉課

③防犯対策の推進

内容	担当課
○障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等、障害のある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ○障害のある人等が犯罪に巻き込まれないよう、地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発及び支援を行います。	防災課 社会福祉課

④交通安全対策の充実

内容	担当課
○障害のある人等、交通弱者を交通事故から守るため、啓発活動や交通安全教室を行い、交通マナーの向上に努めます。	防災課



6. 共感しあえる地域づくりのために

人権尊重のまちづくり

課題

- 地域生活や就労・就学に関連する障害理解の推進として、特に精神障害や知的障害の人の地域生活（近所づきあい、買い物など）や就労・就学に関連した理解の徹底が求められています。
- 障害者差別解消法の普及啓発や、成年後見制度の周知をし、障害のある人が生活しやすいまちづくりが求められています。
- 一般の病院や診療所において、特に精神障害者保健福祉手帳所持者に対する理解の推進が求められています。

施策の方向性

- 障害の有無にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- 学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- 障害のある人の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。
- 令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」により、コミュニケーションの方法は障害の種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など情報を取得する手段を選べるよう、支援体制の充実を図ります。

施策の展開

（Ⅰ）人権教育・啓発活動の推進

①学校での人権教育・福祉教育の推進

内容	担当課
○一人ひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになるため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。 ○教育委員会と加東市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。 ○総合的な学習の時間等で、手話言語を学ぶ機会を確保し、聴覚障害・手話言語への理解及び普及を図ります。	人権協働課 福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課 学校教育課

②社会教育等での人権教育・福祉教育の推進

内容	担当課
○加東市人権・同和教育研究協議会等と連携し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。	人権協働課

(2) 相談支援体制の充実

①障害者差別と虐待の防止

内容	担当課
○障害を理由とした差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。 ○障害を理由とした差別の防止や合理的配慮について、広く普及啓発を行います。 ○障害者虐待防止に関する理解を深める取組とともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。 ○障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を提供し協力体制を構築します。	人権協働課 社会福祉課

②権利擁護の推進

内容	担当課
○障害者相談支援センターと連携し、障害のある人の権利擁護についての相談対応や権利擁護対策として成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの利用の支援を行います。 ○障害当事者、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課

(3) 地域福祉活動の促進

① ボランティアの活動支援の充実

内容	担当課
○加東市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの設置など、ボランティア団体の活動支援を行います。 ○加東市社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座を支援し、ボランティア育成を促進して、障害のある人のニーズに対応します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)

② 市民の意識醸成及び地域における相互交流の促進

内容	担当課
○加東市社会福祉協議会と連携し、福祉における共助の意識啓発を図るとともに、市民のボランティア参加の促進に向けた取組を支援します。 ○加東市社会福祉協議会と連携し、障害のある人やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ○市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。	福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課

③ 障害者団体及び障害のある人への意識啓発

内容	担当課
○手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。 ○障害のある人が人権意識を高められるよう、障害当事者、家族、関係機関等に対し、啓発と支援を行います。	社会福祉課

(4) 情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策の推進

① 手話言語の普及啓発

内容	担当課
○手話言語強化週間・手話フェスタ等を開催し、手話言語の普及を図ります。 ○市民に対し、手話講座を開催し、聴覚障害・手話言語への理解及び普及を図ります。	社会福祉課

②情報の取得及び利用・円滑な意思疎通に係る施策の推進

内容	担当課
○広報紙、CATV、ホームページ等の情報提供において、合理的配慮を推進し、障害のある人への情報保障に努めます。 ○点字、コミュニケーション支援ボード、手話、要約筆記など、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。	秘書広報課 社会福祉課

第3部 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画



第1章 計画の方向性

1. 計画の目的

第7期加東市障害福祉計画及び第3期加東市障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末及び令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を適切に提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の基本方針

（1）障害のある人の権利の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定できるように権利擁護を図っていきます。

また、成年後見支援センターを設置し、知的障害や精神障害により意思決定が困難な人への支援体制を整備します。

（2）地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

（3）本人らしく生活できる地域づくり

基幹相談支援事業を開始し、障害者の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備等の必要性を踏まえ、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

また、地域生活を総合的に支援する機能を有する地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

（4）アクセシビリティの向上

障害等により、自らの意思を伝えることが難しい人や、情報を得ることが難しい人に対し、障害特性に応じた情報保障に努め、障害のある人が多様なレジャーや文化活動等を楽しむことができる環境整備を進めます。

（５）障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害児及びその家族に対し、早期の段階から相談しやすい体制を整えとともに、身近な施設で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障害福祉に関わる人材の確保と育成

安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、サービスの提供体制の確保とそれを担う人材の確保や専門性を高めるための研修の実施、また、他職種間の連携の体制づくりを進めます。

第2章 成果目標と数値目標

国の基本指針に基づき、前期計画の実績を踏まえて、令和8年度末及び令和11年度末の成果目標及び数値目標を定め、各年度における進捗状況を評価することで、計画の推進と進展を図ります。

1. 成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (見込み)
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	3人	3人	3人
令和元年度末時点からの移行割合	3.7%	5.5%	5.5%	5.5%
福祉施設の入所者数	52人	50人	57人	55人
令和元年度末時点からの削減割合	3.7%	7.4%	-5.6%	-1.9%

※福祉施設から地域生活への移行者について、令和元年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和元年度末の基準値は 54人 となっています。

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

地域移行者数	令和8年度末までに、令和4年度末施設入所者数の6%以上
施設入所者数	令和8年度末までに、令和4年度末の5%以上削減

【第7期計画での成果目標】

令和8年度末の成果目標については、国の基本指針を参考に設定し、令和11年度末の成果目標については、令和8年度末までの割合が継続するものとして設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度末	令和11年度末
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	8人
令和4年度末時点からの移行割合	7.0%	14.0%
福祉施設の入所者数	54人	52人
令和4年度末時点からの削減割合	5.3%	8.8%

※福祉施設から地域生活への移行者について、令和4年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和4年度末の基準値は 57人 となっています。

目標実現に向けた取組

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住宅の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談・支援を行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助など、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障害者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス供給体制を確保するとともに、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。
- 施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮しながら、地域生活への移行の取組を進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	1回	1回	1回

【国の基本指針】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障害者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定することとしています。

【第7期計画での活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	活動指標	
	令和8年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回

目標実現に向けた取組

- 医療機関や関係機関との連携を図りながら、保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標 活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	0か所	0か所	0か所
機能の充実に向けた運用状況の検証 及び検討の実施回数	1回	0回	0回	0回

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することや、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

【第7期計画での成果目標及び活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

地域生活支援拠点等	成果目標/活動指標	
項目	令和8年度	令和11年度
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討 の実施回数	1回	1回
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点 等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の 担当者の配置、支援ネットワーク等による効 果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有

強度行動障害を有する 障害者の支援体制の充実	成果目標	
項目	令和8年度	令和11年度
支援ニーズの把握	無	有
地域の関係機関が連携した支援体制 の整備	無	有

目標実現に向けた取組

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を行うには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会や専門的人材の確保）を確保する必要があり、その体制整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期計画での達成状況】

	成果目標	実績値		
項目	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 （見込み）
福祉施設から一般就労への移行者数	７人	８人	２人	２人
令和元年度実績（５人）との比較	1.4 倍	1.6 倍	0.4 倍	0.4 倍
うち、就労移行支援	１人	２人	０人	１人
実績（０人）との比較	１倍	２倍	０倍	１倍
うち、就労継続支援Ａ型	４人	２人	０人	０人
実績（４人）との比較	１倍	0.5 倍	０倍	０倍
うち、就労継続支援Ｂ型	２人	４人	２人	１人
実績（１人）との比較	２倍	４倍	２倍	１倍
就労定着支援事業の利用者数	５人	０人	０人	１人
就労定着支援事業の就労定着率	80%	－	－	－

【国の基本指針】

令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として設定することとしています。

また、この目標値を達成するため、以下のとおりに定めることとしています。

福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

【第7期計画での成果目標】

令和8年度の成果目標については、令和3年度と令和4年度の実績の平均を使って、国の基本指針を参考に設定し、令和11年度の成果目標については、令和8年度の実績が継続するものとして設定しました。

就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	8人
令和3年度と令和4年度実績の平均（5人）との比較	1.6倍	1.6倍
うち、就労移行支援	2人	2人
実績平均（1人）との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援A型	2人	2人
実績平均（1人）との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援B型	4人	4人
実績平均（3人）との比較	1.3倍	1.3倍

目標実現に向けた取組

- 一般就労への移行を希望する方が、適切なサービスや就労に関する相談機関につながるよう、事業所や相談員と連携を取りながら、各種制度などの周知に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【第6期計画での達成状況】

- 児童発達支援センターについて、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場について、令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会を設置しています。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制構築について、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保について、圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置しています。
- 障害のある児童・生徒が、多くの時間を過ごす学校と福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として発達サポートセンター「はぴあ」を設置しています。

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (見込み)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	1か所	0か所	0か所	0か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	1か所	0か所	0か所	0か所

【国の基本指針】

障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保することとしています。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に1か所以上
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に1か所以上

【第7期計画での成果目標及び活動指標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	成果目標/活動指標	
	令和8年度末	令和11年度末
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済み	構築済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

目標実現に向けた取組

- 主に重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。
- 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図るコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	50件	31件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	2件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	14回	15回	16回

【国の基本指針】

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤を開発・改善することとしています。

【第7期計画での成果目標】

国の基本指針を参考に設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	一部実施	実施

目標実現に向けた取組

- 地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援事業を開始し、地域の相談支援事業所の人材育成に努めます。また、地域での生活を支えるために地域課題を明確にし、課題解決に向けた体制整備を目指します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	22人	9人	19人	22人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	無	無	無

【国の基本指針】

令和8年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築することとしています。

【第7期計画での成果目標】

国の基本指針どおりに設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築	構築

目標実現に向けた取組

○利用者のニーズも多岐にわたり、また障害福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が兵庫県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するように努めます。

（８）その他率先取組指標

【第６期計画での達成状況】

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	目標値	８件	８件	８件
	実績値	１４件	１４件	１４件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	目標値	８２０千円	８２５千円	８２８千円
	実績値	９６９千円	１,０４１千円	１,０４１千円

【第７期計画での指標】

	目標値	
項目	令和８年度末	令和１１年度末
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	１４件	１４件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	９００千円	９３０千円

目標実現に向けた取組

○障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するように努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

第3章 障害福祉サービスの整備

1. 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実利用者数	人/月	23	30	31	31	31	31	31	31	31
	延利用時間	時間/月	200	271	290	290	290	290	290	290	290
重度訪問介護	実利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	延利用時間	時間/月	17	56	121	121	121	121	121	121	121
同行援護	実利用者数	人/月	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	延利用時間	時間/月	58	70	70	70	70	70	70	70	70
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○訪問系サービスは、市内の事業所が少ないため、市外の事業所も利用しながらサービスの提供を行っています。今後の地域生活への移行推進を踏まえ、サービスに対するニーズは高まると予想されるため、在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービス量の供給に努めます。

- 利用者のニーズに対応できるよう、ヘルパーの育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制を充実します。
- 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して、指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新設】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。(令和6年度より開始)
就労移行支援	一般企業で働くことを希望する人に、一定の期間、必要となる知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境の変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気や心身の休息が必要な場合、短期間、施設へ入所できます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	実利用者数	人/月	82	90	96	98	100	102	104	106	108
	延利用者数	人日/月	1,605	1,744	1,849	1,880	1,920	1,960	2,000	2,040	2,080
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	0	0	23	23	23	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	1	3	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	26	60	26	26	26	26	26	26
就労選択支援	実利用者数	人/月	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	-	-	-	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数	人/月	2	3	6	6	6	7	7	8	8
	延利用者数	人日/月	30	42	85	90	90	105	105	120	120

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
就労継続 支援A型	実利用者数	人/月	14	17	16	18	19	20	21	22	23
	延利用者数	人日/月	276	322	315	360	380	400	420	440	460
就労継続 支援B型	実利用者数	人/月	128	137	141	146	151	157	163	171	178
	延利用者数	人日/月	2,073	2,224	2,309	2,373	2,460	2,556	2,662	2,778	2,906
就労定着 支援	実利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1	1	1	1
療養介護	実利用者数	人/月	5	5	5	5	5	5	5	5	5
短期入所 (ショート ステイ)	実利用者数	人/月	19	24	27	28	30	32	34	36	38
	延利用者数	人日/月	68	100	106	100	105	110	115	120	125
	市内事業所数	か所	1	1	1	1	1	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保や、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や、就労後も障害の特性に沿った環境で仕事が続けられるよう、北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化し、就労定着支援の利用を推進します。
- 短期入所については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。
- 医療的ケアを必要とする人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実に図ります。

(3) 居宅系サービス

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人で、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設入所 支援	実利用者数	人/月	50	53	55	55	54	54	53	53	52
共同生活援助 (グループ ホーム)	実利用者数	人/月	26	28	31	33	36	38	41	44	46
	市内定員数	人	20	20	20	24	24	29	29	29	29
	市内グループ ホーム数	か所	4	4	4	5	5	6	6	6	6
自立生活 援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 施設入所支援については、国の基本的な方向性では、施設入所者の地域生活への移行が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などから、新たな入所希望者も増えている状況です。施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。
- グループホームについては、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などによる需要が高まっているため、関係機関や事業所と連携を強化しながら、障害福祉サービス事業者等に対し、グループホームの開設を働きかけます。
- 平成30年4月から自立生活援助のサービスが始まりましたが、利用者がいない状況が続いています。障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人のニーズを把握しながら、必要なサービスの提供に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支援決定を行います。また、支援決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅の一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	52	64	72	80	88	96	104	112	120
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	2	1	1	2
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○地域移行支援や地域定着支援については、障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携してサービスの提供体制の確保に努め、積極的な利用を促します。

第4章 地域生活支援事業の整備

1. 必須事業の実績と見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深める研修会を開催するとともに、障害の特性や合理的配慮に関する啓発を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、貴重な地域資源であるボランティアの養成や活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を「手をつなぐ育成会」に委託し、当事者の自主性を育て、地域との交流を図る活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	3 障害（身体・精神・知的）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	3 障害（身体・精神・知的）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無		無	無	無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無

見込量の確保のための方策

○基幹相談支援事業を開始し、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 人/年	2	2	4	5	15	20	20	20	20
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 障害のある人が安全で安心した日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や、関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進及び利用支援体制の充実に努めます。
- 成年後見支援センターを設置し、更なる制度の周知と利用促進及び利用支援体制の整備を進めるとともに、利用支援事業の拡充を図ります。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域と連携して、法人に対する研修会を開催するなど、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障害や認知症等の要因により、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

(5) 意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚、言語機能、障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、及び聴覚、言語機能障害を持つ人とコミュニケーションを図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害等により意思疎通に手話が必要な人に、事務手続の利便を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者 養成事業	聴覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成する講座を開催することで、市の登録者として育成し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。
失語症者向け意思疎通 支援事業	意思疎通支援者の派遣を通じて、失語症者の社会参加の促進を図ります。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	手話通訳者 利用件数	件/年	112	104	100	100	100	100	100	100
	要約筆記者 利用件数	件/年	4	7	10	10	10	10	10	10
	全体	件/年	116	111	110	110	110	110	110	110
手話通訳者 設置事業	設置人数	人/年	2	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・ 要約筆記者 養成事業	登録手話 通訳者数	人	7	8	9	9	10	10	10	11
	登録要約 筆記者数	人	7	6	7	7	8	8	8	9
失語症者向け 意思疎通支援 事業	利用人数	人	-	-	-	2	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障害者など様々な対象者に合わせた意思疎通支援方法を確認する必要があり、今後も聴覚障害者等の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増進を図ります。
- 手話通訳者を2名設置していますが、今後も体制維持に努めます。
- 令和6年度から失語症者向け意思疎通支援事業を開始するとともに、周知・啓発及び利用促進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴補助用具など
自立生活支援用具	T字状・棒状の杖、頭部保護帽、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、点字図書など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替えなど

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練 支援用具	給付件数	件/年	5	4	2	3	3	3	3	3	3
自立生活 支援用具	給付件数	件/年	0	3	2	3	3	3	3	3	3
在宅療養等 支援用具	給付件数	件/年	3	2	5	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	件/年	16	17	18	71	71	71	71	71	71
排泄管理 支援用具	給付件数	件/年	852	850	852	948	948	948	948	948	948
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	給付件数	件/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○障害のある人が自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、必要なサービスの提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 人/年	13	13	13	15	15	15	15	15	15

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○手話ボランティア・通訳者の育成のための講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援 事業	利用者数 人/年	15	17	20	21	22	23	24	25	26
	延利用時間 時間/年	1,476	1,677	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○移動支援を実施している事業所は市内に1か所のみとなっていますが、最近では市外の事業所を利用される方も増えています。今後も、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人数	人/年	9	9	8	10	10	10	10	10	10

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○地域活動支援センターを実施している事業所は市内に1か所のみとなっていますが、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、また、地域社会との交流促進のため、事業所支援を実施していきます。

2. 任意事業の実績と見込み

(1) 日常生活支援

サービス名	内容
福祉ホームの運営補助	常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。
訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。
日中一時支援事業	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホームの運営補助	事業所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人数	人/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	延利用回数	回/年	130	86	76	72	72	72	72	72	72
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活訓練等	事業数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	18	22	23	24	25	26	27	28	29
日中一時支援事業	延利用回数	回/年	793	1,045	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 福祉ホームについては、1事業所に対して助成を行っていますが、利用者が見込まれるため、助成を継続していきます。
- 訪問入浴サービスは、利用者のニーズに合わせたサービス提供体制を維持します。
- 生活訓練等については、障害のある人の社会復帰を支援するために、加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続して実施します。
- 日中一時支援については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。

(2) 社会参加支援

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費助成	身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。
意思疎通支援事業共同実施	手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
レクリエーション活動等支援	開催回数 回/年	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	参加人数 人/年	0	79	90	90	90	90	90	90	90
自動車運転免許取得・改造費助成	助成件数 件/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業共同実施	講座数 講座	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	修了者数 人/年	10	12	6	6	6	6	6	6	6

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会に委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラ伝ピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加が図れるよう支援します。
- 自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。
- 意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の要請を図ります。

(3) 就業・就労支援

サービス名	内容
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練に必要な消耗品等又は通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
更生訓練費 給付	実給付者数 人/年	0	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○就労移行支援者の利用者の社会復帰を支援します。

第5章 障害児通所支援等の整備

1. 障害児通所支援等の実績と見込み

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達 支援	実利用者数	人/月	32	33	34	54	56	59	60	62	63
	延利用時間	時間/月	190	204	210	323	335	353	359	371	377
医療型児童 発達支援	実利用者数	人/月	17	21	18	↑福祉型・医療型の一元化により、「児童発達支援」の見込については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。					
	延利用時間	時間/月	97	105	101						
放課後等 デイ サービス	実利用者数	人/月	65	70	81	85	90	95	100	105	110
	延利用時間	時間/月	863	855	979	1,020	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
保育所等 訪問支援	実利用者数	人/月	1	1	3	4	5	6	6	7	7
	延利用時間	時間/月	1	1	5	6	7	9	9	10	10
居宅訪問型 児童発達 支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	2	2	2
障害児相談 支援	実利用者数	人/月	29	32	34	37	40	43	46	49	52

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ、必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 保育所等訪問支援については、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用がない状況が続いていますが、サービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援については、サービス利用者の増加に伴い、件数の増加を見込んでいます。

第4部 計画の推進と評価



第1章 計画の推進と評価に向けて

1. 進捗管理体制の確立

本計画は、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を推進します。

庁内の推進体制として、年度ごとに本計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

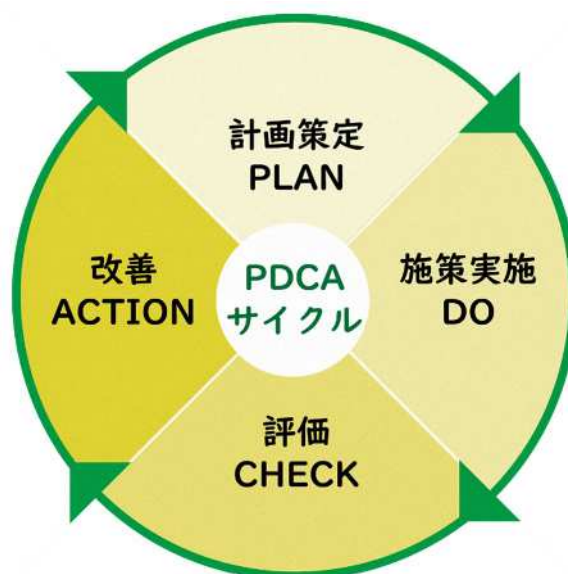
2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画の進捗状況について、評価・検証を行います。また、計画の策定期間に関わらず、国や県の動向や社会情勢の変化などに対し、計画の修正・見直しを適宜行います。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

3. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約の「根拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)を目指して、具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のPDCAサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。



4. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域関係団体及び障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等との協力が不可欠です。それらの関係団体及び事業所等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に取り組めます。

5. 北播磨圏域での連携の方策

国の基本方針が示す目標の実現に向けて、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、取組を推進していきます。